

令和 7 年 9 月 定例会

中川村議会議録

中川村議会

令和7年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月8日（月）午前9時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて

[令和7年度中川村一般会計補正予算（第3号）]

日程第 5 議案第 1 号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 中川村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 4 号 村道路線の一部廃止及び変更について

日程第 9 議案第 5 号 令和6年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 議案第 6 号 令和6年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 議案第 7 号 令和6年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議案第 8 号 令和6年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 9 号 令和6年度中川村水道事業決算認定について

日程第 14 議案第 10 号 令和6年度中川村下水道事業決算認定について

日程第 15 議案第 11 号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第4号）

日程第 16 議案第 12 号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 17 議案第 13 号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 18 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 19 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 20 一般質問

3番 中塚 礼次郎

(1) 不登校への支援について

5番 桂川 雅信

(1) 高度医療より一般診療のできる病院を

～病院経営強化プランも見直しを～

(2) リニアに依存しない村づくりを（2）

～JR東海は開業時期など気にしていない～

(3) 高齢者の社会的役割を見直すとき

～高齢者の社会参加は双方にとって有益～

2番 松村 利宏

(1) 魅力的な地域をつくるためのDX活用、地方に仕事を作ることについて

6番 山崎 啓造

(1) 令和6年度予算執行における行政効果と経済効果は。

出席議員（10名）

1番 片桐邦俊
2番 松村利宏
3番 中塙礼次郎
4番 長尾和則
5番 桂川雅信
6番 山崎啓造
7番 島崎敏一
8番 大島歩
9番 大原孝芳
10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

| | | | |
|-------------------|------|-----------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 丹羽克寿 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 桃澤清隆 |
| 地域政策課長 | 眞島俊 | 住民税務課長 会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 リニア対策室長 | 宮崎朋実 | 教育次長 | 上山公丘 |
| 代表監査委員 | 岡田俊彦 | | |

職務のために参加した者

議会事務局長 久保田茂
書記 宮下なをゑ

令和7年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和7年9月8日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
○村長 御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年9月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いします。
おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ定刻に参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ますところによると、ブドウの粒の肥大、糖度ともに申し分のない出来のことでした。

猛暑を避け 8 月 23 日に第 31 回中川どんちゃん祭りを開催しました。

8月初旬は伊那地方での祭典日が重なっておりましたけれども、当日は大芝高原まつりと重なったのみで、予想外の人の出があり、目の前で仰ぎ見る煙火——花火の数々、佐久長聖高校のアイドルグループの出演には多くの若い人の観覧、応援があり、充実した祭りとなったと考えております。

8 月 31 日は、南海トラフ地震を想定いたしました各地区避難訓練、八幡平・中組地区を対象に東小学校を避難所に指定して集中訓練を行いました。

集中訓練では、体育館を避難所として生活する想定で簡易テントの設置、段ボールベッドの組立て訓練をはじめ、移動式簡易トイレの設置、マンホールを活用しての簡易トイレの設営訓練及び給水車からの給水を実際に体験していただく機会が得られたことが大きく、また訓練終了後は日本赤十字社上伊那支部中川分会主催で三角巾を使って傷口の止血、骨折箇所の固定方法を学んだほか、毛布を使っての応急担架作成法を学び、どれも災害時の応急措置として役立つ実技であったというふうに思っております。

9 月 2 日は飯沼の棚田で稻刈りが行われました。5 月 9 日の田植と同様に、グループ企業の若手社員、地域振興局の職員、村職員等が手刈りを体験する総勢 60 人の稻刈りイベントになったところであります。

今年の稻の刈取りは、田植時期を早め出穂期を早めたことで、カントリーのもの受入れは 9 月 3 日から始まっております。

令和 6 年産食用米の市場流通がスタックしたことと店頭から食用米が消え、政府は備蓄米の放出で流通を円滑化するなどしてきましたけれども、令和 7 年度産米——新米が出回ることでこの現象に終止符が打たれる時期が近いと感じております。小売価格の高騰が続く懸念はありますが、安定供給が待たれるところであります。

熊の出没が増えています。8 月に入って 1 日に柳沢地区山郷ため池付近で目撃、6 日には針ヶ平地区で足跡を確認、24 日には伊那田島駅の東 500 メートル付近で親子と見られる熊が目撃され、28 日には上前沢地区前沢川で目撃、29 日には西小学校北県道付近で、また 31 日には南田島地区、小和田地区に置いた養蜂箱が荒らされた形跡が確認されております。

このような熊の出没事象の多発を受けて、8 月 28 日に公民館主催、N P O 法人信州ツキノワグマ研究会副理事長を講師にツキノワグマの勉強会を文化センターで行いました、村内外から 90 名ほどの方が聴講、熊の習性、養蜂箱、残渣処理の注意点などを学ぶ機会がありました。

防災行政無線を通じて繰り返しの注意喚起放送を行っております。

また、営農センターから朝晩の一人での農作業や散歩等に十分な注意を農家に促すとともに、西小学校、片桐保育園には通学、通園に十分注意するよう関係課

を通じて呼びかけまして、養蜂飼育者には高電圧電気柵で巣箱を保護するなど対策を呼びかけ、荒らされた養蜂箱付近へは監視カメラを取付け、現在出没監視を行っております。

8 月 27 日発表の内閣府月例経済報告によりますと、総論で「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」としておりまして、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」との注釈記述になっています。

中川観光開発株式会社の令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日の期間の第 55 期決算がまとまりました。

今期の業績は、前期対比で申し上げますと、宿泊 5,554 万 6,000 円で 1 % 増、宴会が 2,446 万 7,000 円の 3 % 増、風呂、売店、食堂等で 3,024 万 8,000 円、12 % 減、高齢者憩いの家、体験館等委託管理料収入 2,623 万 2,000 円で 7 % 増に、加えまして陣馬形山キャンプ場サイト使用料 835 万円、合計 1 億 4,499 万 8,000 円の収入でありまして、これは 4 % 減で、最終損益は 492 万 1,000 円のマイナスというふうなところでございます。再び債務超過となりました。

主な原因是、収入面で申しますと、食堂の売上げ減が大きく、夏の合宿や大人数の宴会では人手不足のため厨房が回っておりません。食堂の営業時間の短縮や臨時休業をせざるを得なかったこと、料理長の退職があり、しかもゴールデンウイークには食堂営業が不定期となってしまったということなどで大きく売上げを落とす結果となりました。

経費につきましては、電力料金が 129 万円、11 % 増加、上下水道料は 124 万 9,000 円、25 % 増などが上げられております。

経営コンサルタントを入れまして経営分析を行い、分析結果を踏まえて改善のための実行計画を策定したところでございます。

村としても望岳荘の将来的な施設整備や運営方針等について改めて検討していく考えであります。

この件につきましては 9 月 24 日の定期株主総会にて報告の予定でございます。さて、今議会に審議をお願いしたく提出いたします報告、議案は、まず 7 月 14 日付で専決処分といたしました令和 7 年度村一般会計補正予算（第 3 号）の承認を求める案件が 1 件、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例など改正議案が 3 件、村道路線の一部廃止と変更議案が 1 件と一般会計をはじめとする令和 6 年度会計決算を認定いただく議案が 6 件、令和 7 年度一般会計補正予算（第 4 号）外、特別会計補正予算の議案が 3 件であります、総数 13 議案を審議いただきます。

また、最終日には、人権擁護委員候補者の推薦につきまして議会にお諮りいたします。

加えて、緊急を要する熊対策をはじめ、酷暑が予想される来夏に対応するため、先駆けて片桐保育園遊戯室に空調を設置し、併せて高圧受電装置——キュービックルを更新する設計及び設置工事費、指定避難所であります社会体育館に空調設備の設計費の補正予算案を追加提案し、審議いただく予定であります。

令和6年度の決算審査をしていただくという19日間の長い審議日程ではございますが、慎重な審議の上に賢明な御判断を賜り、御同意をいただきますようお願い申し上げ、議会開会の御挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

○議長　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、議会会議規則第127条の規定により3番　中塚礼次郎議員及び4番　長尾和則議員を指名します。

日程第2　会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長　(片桐　邦俊)　過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日——9月8日から9月26日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第3号の条例案件、議案第4号の一般議案について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第5号から議案第10号までの令和6年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑まで行い、質疑の後、特別委員会付託としてください。

議案第11号から議案第13号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

諮問第1号の人事案件については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

なお、選挙管理委員及び補充員の選挙については採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

9日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

10日11日12日16日17日及び18日の6日間は委員会の日程とします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

19日22日24日及び25日は議案調査とします。

最終日の26日は午後2時から本会議を行い、令和6年度各会計決算に対する委員長報告、質疑、討論、採決をお願いします。

また、一般会計補正予算が追加予定されておりまますし、そのほか意見書等の発

議等がありましたら当日の日程でお知らせし、上程から趣旨説明、質疑、討論採決までを行っていただく予定です。

なお、議場内においては6月の定例会と同様に夏期の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今期定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から9月26日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの19日間と決定しました。

日程第3　諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、この件に関する後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、去る6月定例会において可決された「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書、消費税5%以下の引き下げを求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会の提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

日程第4　承認第1号　専決処分の承認を求ることについて

〔令和7年度中川村一般会計補正予算（第3号）〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

承認第1号　令和7年度中川村一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

御説明を申し上げる補正予算は、7月14日、議会全員協議会で御説明をさせていただきましたものでございます。

補正予算（第1号）で計上しました令和7年度定額減税不足額給付事業について、補正後に国から本給付金に係る給付対象者及びその条件に基づく給付額の確定値が提供され、予算額が不足することとなったため、事業の遅延となりないように7月14日付で専決処分を行わせていただいたものであります。

議案書を御覧ください。

| | | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>第1条 歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に700万円を追加し、総額を45億4,000万円とするもので、款項区分別の補正額及び補正後の予算額は第1表歳入歳出予算補正によるものであります。</p> <p>事項別の明細書の歳入から御説明いたします。</p> <p>5ページのほうをお願いします。</p> <p>16款 国庫支出金でありますが、2項2目 総務費国庫補助金について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が708万2,000円の増、22款 諸収入は1款2項1目 預金利子を補正額の調整分として8万2,000円の減としたものです。</p> <p>次に歳出でありますが、6ページのほうをお願いします。</p> <p>2款 総務費の2項2目 総務税務費は、定額減税不足額給付金事業全体で708万2,000円の増で、全額が臨時交付金の対象となります。</p> <p>内訳については、定額減税不足額給付金が674万円、給付金対応のシステム改修負担金が33万2,000円、封筒等の印刷代が1万円です。</p> <p>14款 予備費は補正額の調整として8万2,000円を減額し、予算の調整を行います。</p> <p>以上、御承認のほどよろしくお願ひいたします。</p> | | <p>出するものであります。</p> <p>育児のための所定外労働の制限の改正及び仕事と育児、介護の両立支援制度の利用についての意向調査等に関する整備のため条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正の内容ですが、1枚おめくりください。</p> <p>第5条の4第1項の改正は、子を養育するために請求があった場合は所定労働時間を超えて勤務させてはならない範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子へ拡大するものであります。</p> <p>第12条の3第1項の改正は、妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の措置について規定するものです。</p> <p>第12条の3第2項の改正は、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置について規定するものです。</p> <p>第12条の4第1項の改正は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の措置について規定するものです。</p> <p>第12条の5第1項の改正は、勤務環境の整備に関する措置を規定するものです。</p> <p>附則では、第1項の施行期日は令和7年10月1日から施行します。</p> <p>第2項の経過措置につきましては公布の日から施行します。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| ○議長 | <p>説明を終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> | ○議長 | <p>説明を終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| ○議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> | ○議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> |
| ○議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから採決を行います。</p> <p>承認第1号の採決を行います。</p> <p>本件を承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> | ○議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> |
| ○議長 | <p>全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。</p> <p>日程第5 議案第1号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> | ○議長 | <p>全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6 議案第2号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| ○総務課長 | <p>議案第1号 中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号について提案説明をいたします。</p> <p>例規集は第1巻 567ページからとなります。</p> <p>提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い本案を提</p> | ○総務課長 | <p>議案第2号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号につきまして提案説明をいたします。</p> <p>例規集は第1巻 611ページからになります。</p> |

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い本案を提出するものであります。</p> | <p>○建設環境課長</p> | <p>提案理由の説明を求めます。 議案第3号 中川村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。</p> |
| <p>育児時間について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えまして、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を設け、職員がいずれかの形態を選択可能とするため条例の一部を改正するものであります。</p> | <p>○議長</p> | <p>例規集のページは第2巻の2505ページです。 本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い提出するものであります。</p> |
| <p>改正の内容ですが、1枚おめくりください。</p> | | <p>第18条第2項中、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加えます。</p> |
| <p>第17条第1項の改正では部分休業をすることができない職員の範囲を改めます。</p> | <p>○議長</p> | <p>この条例は令和7年10月1日から施行いたします。 以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>第18条の改正は、第1号 部分休業、1日2時間を超えない範囲で取得する休業の承認について改正するものです。</p> | <p>○議長</p> | <p>説明を終わりました。 これから質疑を行います。</p> |
| <p>第18条の2第1項の改正は、第2号 部分休業、1年につき10日を超えない範囲で取得する休業の承認について規定するものであります。</p> | <p>○議長</p> | <p>質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>第18条の3第1項の改正は、条例で定める1年の期間について規定するものであります。</p> | <p>○議長</p> | <p>質疑なしと認めます。 次に討論を行います。</p> |
| <p>第18条の4第1項の改正は、人事院規則で定める時間を基準として、条例で定める時間を規定するものであります。</p> | <p>○議長</p> | <p>討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>第18条の5第1項の改正は、特別な事情について規定するものであります。 附則では、第1項の施行期日は令和7年10月1日から施行します。</p> | <p>○議長</p> | <p>討論なしと認めます。 これから採決を行います。</p> |
| <p>第2項の経過措置につきましては、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における経過措置を規定するものであります。</p> | <p>○議長</p> | <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕</p> |
| <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。 説明を終わりました。</p> | <p>○議長</p> | <p>全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> |
| <p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> | <p>○議長</p> | <p>日程第8 議案第4号 村道路線の一部廃止及び変更についてを議題とします。</p> |
| <p>質疑なしと認めます。 次に討論を行います。</p> | <p>○建設環境課長</p> | <p>提案理由の説明を求めます。</p> |
| <p>討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> | <p>○議長</p> | <p>議案第4号 村道路線の一部廃止及び変更について御説明をいたします。</p> |
| <p>討論なしと認めます。 これから採決を行います。</p> | <p>○建設環境課長</p> | <p>提案理由は、天竜川堤防整備事業、三共地区公共施設整備事業及び損单道路改良事業に伴い村道路線を一部廃止及び変更するため、道路法第10条第3項の規定により本案を提出するものであります。</p> |
| <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕</p> | <p>○議長</p> | <p>今回廃止、変更する路線は一覧のとおりです。</p> |
| <p>これから採決を行います。 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> | <p>○議長</p> | <p>位置等につきましては開始区間を表示した資料を添付しましたので、御参照ください。</p> |
| <p>〔賛成者挙手〕 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> | <p>○議長</p> | <p>以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> |
| <p>日程第7 議案第3号 中川村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> | <p>○議長</p> | <p>説明を終わりました。</p> |
| <p>を議題とします。</p> | <p>○議長</p> | <p>これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |

| | | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> | <p>なり、前年度対比 5 %の減です。主な要因としましては、村民税、定額減税調整給付による減であります。</p> <p>不納欠損額は全体で 65 万 6,000 円です。</p> |
| ○議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> | <p>収入未済額は 793 万円、村税全体の徴収率は前年度より 0.3 ポイント減少し 98.1 %となりました。</p> <p>未収金の解消の向け、今後も努力してまいりたいと思います。</p> <p>飛びまして 2 ページをお願いいたします。</p> |
| ○議長 | <p>全員賛成です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について</p> | <p>11 款 地方特定交付金は 2,399 万 8,000 円、前年度より 2,053 万円の増。これは定額減税補填特例交付金による増となります。</p> |
| | 日程第 10 議案第 6 号 令和 6 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | <p>12 款 地方交付税は 22 億 2,338 万 2,000 円、前年度対比 2.4 %の増、金額にして 5,191 万 5,000 円であります。</p> |
| | 日程第 11 議案第 7 号 令和 6 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | <p>14 款 分担金及び負担金は 1,735 万 8,000 円、前年度比 23.1 %の増です。団体営農地事業における地元負担金や児童クラブ利用者増によるものであります。</p> |
| | 日程第 12 議案第 8 号 令和 6 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | <p>16 款 国庫支出金は 3 億 83 万 5,000 円、前年度比 7.2 %の増です。主には物価高騰重点支援地方創生臨時交付金、デジタル基盤改革支援補助金、児童手当の制度拡大などによる増であります。</p> |
| | 日程第 13 議案第 9 号 令和 6 年度中川村水道事業決算認定について | <p>収入未済額 1,810 万 1,000 円は物価高騰対応地方創生臨時交付金、道路メンテナンス事業の繰越明許分となります。</p> |
| | 日程第 14 議案第 10 号 令和 6 年度中川村下水道事業決算認定について | <p>17 款 県支出金は 2 億 4,881 万 2,000 円、前年度比 8.2 %、額にしまして 1,883 万 3,000 円の増です。主に多面的機能支払交付金、農業水路長寿命化事業による増であります。</p> |
| | 以上の 6 議案は令和 6 年度の決算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 | <p>収入未済額 4,487 万 7,000 円は担い手確保経営強化支援事業、農地耕作条件改善事業補助金、農村地域防災減災事業補助金の繰越明許分となります。</p> |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 | <p>18 款 財産収入は 1,398 万 7,000 円で、前年度比 30.5 %の減、前年度の道路用地収入及び村営住宅売払収入の皆減によるものです。</p> |
| ○議長 | <p>異議なしと認めます。したがって、日程第 9 議案第 5 号から日程第 14 議案第 10 号までを一括議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> | <p>3 ページをお願いします。</p> |
| ○会計管理者 | <p>それでは、議案第 5 号から議案第 8 号までの令和 6 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、お配りしてございます中川村会計歳入歳出決算書に沿って御説明をいたします。</p> <p>初めに議案第 5 号 中川村一般会計歳入歳出決算書から御説明申し上げます。</p> | <p>19 款 寄附金です。令和 6 年度は 9,064 万 3,000 円余りの御寄附をいただきました。うちふるさと応援寄附金が 8,616 万円、企業版ふるさと納税 311 万円、学校教育費寄附金等を含めた全体では前年度より 1,385 万円の増、18 %の増となつております。</p> |
| | 決算書の 6 ページを御覧ください。 | <p>21 款 繰越金は 4 億 9,217 万 3,000 円で、前年度に比べ 4,725 万 2,000 円の減。</p> |
| | 令和 6 年度歳入総額は 51 億 2,291 万 2,858 円、歳出総額は 48 億 4,302 万 3,745 円、差引き残額は 2 億 7,988 万 9,113 円となりました。 | <p>22 款 諸収入は 3 億 4,741 万 7,000 円で、前年度に比べ 8,076 万 5,000 円の増。</p> |
| | 1 ページに戻っていただきまして、歳入歳出決算書の款項について説明をいたします。 | <p>23 款 村債は 6 億 860 万円で、前年度に比べ 1 億 7,270 万円の増。</p> |
| | 金額につきましては 1,000 円未満切捨てで申し上げますので、お願いいいたします。 | <p>収入未済額 3 億 4,010 万円は繰越事業に関わるものとなります。</p> |
| | 歳入、1 款 村税収入済額は 4 億 5,471 万 5,000 円、軽自動車税以外は減収と | <p>統いて、歳出、4 ページをお願いいたします。</p> |
| | | <p>1 款 議会費は 5,462 万 7,000 円、1.4 %の増。</p> |

2款 総務費は14億3,248万5,000円、前年度対比24.5%の増。主には役場
庁舎議場改修工事、リニア関連小和田基盤整備盛土造成工事費関係、定額減税調
整給付金などによるものです。

翌年度繰越額5,599万円は議場改修工事の過次繰越分及び小和田地区土地改良
事業などの繰越明許分となります。

3款 民生費9億2,698万8,000円、前年度比7.9%の増。主にこども家庭セ
ンター設置工事などによるもので、翌年度繰越263万9,000円は物価高騰支援給
付金、非課税世帯給付金でございます。

4款 衛生費は2億3,426万6,000円で、前年度比11.2%の増。在宅育児世帯
応援給付金、上伊那広域連合ごみ処理事業負担金の増によるものです。

6款 農林水産業費は4億3,160万2,000円、前年度比14.1%の増。農業次世
代人材投資事業、森林造成事業などによる増です。

繰越額4,997万4,000円は担い手確保経営強化支援事業、団体営農地事業費な
どです。

7款 商工費は1億746万7,000円で、前年度対比28%の減。工事費の減によ
るもので。

繰越額1,738万3,000円はプレミアム商品券発行事業などでございます。

8款 土木費は5億8,683万5,000円で、前年度比8.1%の増。美里地区残土
処理場整備工事、三共地区公共施設事業、緑地整備工事等によるものです。

繰越額4,417万9,000円は村道のり面修繕工事、道路メンテナンス事業などと
なります。

5ページをお願いいたします。

9款 消防費は1億1,267万8,000円、前年度比2.1%の減。

10款 教育費は5億6,158万7,000円、前年度対比29.3%と最も増加率が高
く、歴史民俗資料館新築改修工事、文化センター大ホールつり物設備の更新など
が行われました。

繰越額2億7,535万6,000円は歴史民俗資料館の工事と中学校トイレ洋式化工
事となります。

11款 災害復旧費は2,545万1,000円、9.4%の減。林業施設災害復旧工事の
減であります。

12款 公債費は3億6,903万3,000円で、償還元金の皆減により前年度比
3.7%の減となりました。

以上が歳出の決算概要です。

なお、7ページ以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

決算書の99ページまで飛びまして、99ページの実質収支に関する調書をお願
いいたします。

3の歳入歳出差引額から4 翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5の実

質収支額は2億3,887万2,363円で、前年度対比40.9%の減となりました。

続いて103ページ、103ページの4の基金をお願いいたします。

令和6年度は公共施設等整備基金を中心に合計5億4,796万円を積み立て、
4,903万5,000円を取り崩し、決算年度末現在高は17基金の合計で39億3,039
万9,000円、前年度比4億9,892万5,000円の増。引き続き計画性のある基金管
理に努めてまいります。

以上で一般会計を終わります。

次に特別会計決算についてお願ひいたします。

議案第6号、中川村国民健康保険事業特別会計決算書でございます。

国保3ページを御覧ください。

歳入総額は4億3,895万8,101円、歳出総額4億3,644万6,290円で、差引き
残額は251万1,811円です。

国保1ページに戻っていただきまして、歳入、1款 国民健康保険税は収入済
額8,856万8,000円、これは被保険者数の減少により前年度に比べ4.3%の減と
なっています。

不納欠損額は1万6,000円、収入未済額は268万円、徴収率は前年度より0.3
ポイント減少し97.0%となりました。

8款 県支出金は3億987万8,000円で、前年度並み。

13款 繰入金は3,337万2,000円で、前年度対比48%の増。一般会計から82
万5,000円、国保支払基金から1,000万円を繰り入れております。

国保2ページの歳出をお願いします。

2款 保険給付費は3億368万7,000円で、前年度とほぼ同額です。

次に国保17ページをお願いいたします。

17ページ、財産に関する調書でございます。

基金1,000万円を取り崩しまして、年度末残高は1,500万円となりました。
続きまして議案第7号、中川村介護保険事業特別会計決算書でございます。

介護3ページを御覧ください。

歳入総額は6億6,170万3,259円、歳出総額は6億1,997万2,233円、差引き
残額は4,173万1,026円です。

1ページに戻っていただきまして、介護の歳入となります。

1款 保険料は1億3,664万1,000円、不納欠損額11万1,000円、収入未済額
は184万6,000円、徴収率は前年度より0.2ポイント減少し98.6%となりま
した。

4款 国庫支出金1億5,050万9,000円は前年度に比べ12.1%の減。

5款 支払基金交付金1億5,592万2,000円と6款 県支出金8,579万3,000
円は前年度並みでございます。それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられ
ております。

10款 繰入金は一般会計からの8,344万9,000円のみで、基金の取崩しはあり

ません。

次のページをお願いいたします。

介護 2 ページ、歳出です。

2 款 保険給付費は 5 億 4,937 万 8,000 円で、前年度並み。

5 款 地域支援事業は 3,845 万 4,000 円で、前年度より 3.7% の減です。

次に介護 17 ページ、財産に関する調書をお願いいたします。

基金の増減はなく、年度末残高は 6,200 万円です。

続いて議案第 8 号、後期高齢者医療特別会計決算書でございます。

後期 2 ページを御覧ください。

歳入総額は 7,066 万 1,658 円、歳出総額は 7,058 万 8,081 円、差引き残額は 7 万 3,577 円となりました。

1 ページに戻っていただきまして、歳入、1 款 後期高齢者医療保険料は 5,469 万 7,000 円で、前年度比 13.4% の増。75 歳以上となる被保険者の増加によるものです。

不納欠損額は 2 万 1,000 円、収入未済額は 5 万 6,000 円、徴収率は前年度同様 99.9% となりました。

4 款 繰入金は 1,590 万 5,000 円、全額、一般会計からの繰入れでございます。

次のページ、後期 2 ページ、歳出、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は 7,002 万 2,000 円で、前年度比 13.2% の増となっております。

以上、議案第 5 号から議案第 8 号まで、令和 6 年度の各会計決算書の概要説明を申し上げました。

審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○建設環境課長

議案第 9 号 令和 6 年度中川村水道事業決算認定について御説明をいたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりまますので、企業会計方式により処理をしております。

説明に当たり、金額は 1,000 円単位で申し上げます。

まず 1 ページからの決算報告書について御説明をいたします。

1 ページの（1）収益的収入及び支出ですが、収入の第 1 款 収益的収入の決算額は 1 億 5,128 万 6,000 円です。

支出の第 1 款 収益的支出の決算額は 1 億 3,810 万 5,000 円です。

2 ページの（2）資本的収入及び支出では、収入の第 1 款 資本的収入の決算額は 1 億 3,473 万 9,000 円です。

支出の第 1 款 資本的支出の決算額は 2 億 2,186 万 5,000 円です。

欄外記載のとおり、差引き 7,712 万 5,000 円の不足となります。当年度消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填を行いました。

次に 3 ページからの財務諸表ですが、記載については借受け消費税を除いた税引き数値となっています。

まず 3 ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は 8,464 万円、2 営業費用は 1 億 2,850 万 2,000 円となり、収益から費用を差し引いた営業損失は 4,386 万 2,000 円となりました。

3 営業外収益 4,658 万 2,000 円及び 4 営業外費用 219 万 9,000 円を差引きした経常利益は 52 万円となりました。

6 特別損失を計上後、その結果、当年度純利益は 192 万 7,000 円の赤字となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は 5 億 2,065 万 2,000 円となりました。

続いて 4 ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金 650 万 1,000 円、資本剰余金 723 万 5,000 円、減災積立金 4,280 万円、建設改良積立金 3,000 万円及び未処分利益剰余金 5 億 1,058 万円がありました。

損益計算書による当年度純損益の 192 万 7,000 円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は 5 億 8,145 万 2,000 円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案です。上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金をそのまま翌年度に繰越し処理し、未処分利益剰余金は建設改良積立金への積立金を 3,000 万円減少し、処分後残高を 4 億 9,065 万 2,000 円とし、これを繰越利益剰余金とします。

続きまして 5 ページの貸借対照表——BS であります。これは令和 6 年度末現在の財政状況を示しています。

資本合計は 15 億 9,763 万 4,000 円であります。

負債合計は 9 億 1,111 万 8,000 円、資本合計は 6 億 651 万 6,000 円で、負債資本合計は資本合計と同額となり、バランスが取れている状況であります。

6 ページ以下は決算附属書類です。事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読みいただくこととして、決算書類の説明とさせていただきます。

続きまして議案第 10 号 令和 6 年度中川村下水道事業決算認定について御説明をいたします。

水道決算と同様に企業会計方式による決算報告となります。

まず 1 ページからの決算報告書について説明をいたします。

1 ページの（1）収益的収入及び支出ですが、収入の第 1 款 収益的収入の決算額は 2 億 7,838 万 3,000 円であります。

支出の第 1 款 収益的支出の決算額は 2 億 5,250 万 6,000 円であります。

2 ページの（2）資本的収入及び支出では、収入の第 1 款 資本的収入の決算額は 1 億 8,029 万円であります。

支出の第 1 款 資本的支出の決算額は 3 億 247 万 3,000 円であります。

欄外記載のとおり、差引き 1 億 2,218 万 3,000 円の不足分は消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び減災積立金で補填を行いました。

次に 3 ページからの財務諸表ですが、記載については借受け消費税を除いた税引き数値となっております。

損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は 8,078 万 1,000 円、2 営業費用は 2 億 2,974 万 1,000 円となり、収益から費用を引いた営業損失は 1 億 4,896 万円となりました。

3 営業外収益 1 億 8,632 万 7,000 円及び 4 営業外費用 1,757 万円を差引きした経常利益は 1,979 万 6,000 円となりました。

したがって、当年度純利益は 1,979 万 6,000 円の黒字となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は 7,528 万 4,000 円となりました。

続いて 4 ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金 13 億 6,857 万 3,000 円、資本剰余金 1,662 万 4,000 円、減災積立金 5,526 万 8,000 円及び未処分利益剰余金 2,714 万 2,000 円がありました。

損益計算書による当年度純利益の 1,979 万 6,000 円を未処分利益剰余金として処理いたしましたので、利益剰余金の当年度末残高は 1 億 220 万 7,000 円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案です。上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金は全てをそのまま翌年度に繰り越し、未処分利益剰余金については減災積立金への積立て減額処理をしたいとするものであります。

続きまして 5 ページの貸借対照表ですが、これは令和 6 年度末現在の財政状況を表しています。

資本合計は 43 億 3,542 万 7,000 円であります。負債合計は 28 億 4,802 万 1,000 円、資本合計は 14 億 8,740 万 6,000 円で、負債資本合計は資本合計と同額となり、バランスが取れています。

6 ページ以下は決算附属資料であります。それぞれお読み取りいただきまして、決算書類の説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

先日、私と監査委員の大原議員の 2 人で地方自治法に基づく審査を実施いたしましたので、報告をさせていただきます。

お手元の報告書 1 ページ、決算審査意見書。

第 1 審査の概要。

1 審査の対象、令和 6 年度一般会計決算及び特別会計 3 会計並びに各種基金運用状況についてであります。

2 審査の期間ですが、令和 7 年 7 月 22 日 23 日 25 日及び 28 日の 4 日間行いました。

3 審査の方法。

審査に当たっては、村長から提出されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況に関する調書等について、計数の確認、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

第 2 審査の結果。

1 総括。

(1) 総括意見。

① 審査に付されました一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

② 厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取組を着々と進めていることを評価する。

③ 一般会計及び特別会計 3 会計とも、実質収支は黒字決算となった。うち一般会計の実質収支は 2 億 3,887 万 2,000 円となった。

2 行飛びます。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模。

決算規模については先ほど会計責任者のほうから細かく説明がありましたので、2 ページの表を御覧ください。

こちらに先ほどの数字が記載しておりますので、後ほど御確認をお願いします。

(3) 財政構造の弾力性についてですが、この表の各指標値については理事者におかれましても隨時財政係と確認されているということを確認しております。近い将来、大きく変動することが予想されますので、しっかり確認していただきたいと思います。

3 ページ中ほどまでお進みください。

2 一般会計以下につきましては、先ほども申し述べましたが、会計責任者から丁寧な説明がございましたので、細かな説明は省略させていただきます。

(1) 歳入。

歳入については各科目とも収入確保に努力されていました。

○議長
○代表監査委員

歳入について特記すべきものは以下のとおりであります。

①村税。

ア、村税の決算額は4億5,471万5,000円で、前年度比2,414万8,000円の減となっています。

下ほどのエまで飛びます。

エ、村税の徴収率は98.1%で、前年度比0.3ポイントの減となった。

1行飛びます。下へ行きます。

引き続き徴収率の向上に努力されたい。

4ページ、⑨寄附金までお進みください。

⑨寄附金。

決算額は9,064万4,000円で、前年度比1,385万4,000円の増となっている。

主なものはふるさと応援寄附金8,616万円であります。

須坂市等で産地偽装の事例があったため返礼品の確認等を行いましたが、規定に合致していることを認めました。

1ページめくっていただきて、5ページ、⑫村債までお進みください。

⑫村債。

決算額は6億860万円で、前年度比1億7,270万円の増となった。

大きく8行飛びます。

人口の著しい減少等に伴い、今後の村の持続的な発展に向け、過疎債をはじめとする各種財政支援を有効に利用し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上と事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

(2)歳出。

一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額48億4,302万4,000円、不用額2億1,998万9,000円で、予算に対する執行率は87.9%であった。

1行飛びます。

事業等については積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえた。

歳出について特記すべきものを申し上げます。

6ページ、タまでお進みください。

6ページ。

タ、バス等運行事業は4,330万円で、前年度比521万円の減となっている。

チョイソコなかがわは令和7年1月からコールセンターを自営化し、受電率はほぼ100%となり、住民サービスの向上につながっている。交通の不便地域においては住民に欠かせない事業である。

7ページ、④衛生費までお進みください。

7ページ、④衛生費。

イ、母子保健事業は1,663万9,000円で、前年度比504万5,000円の増となっている。これは産前産後配食業務等が主なものである。産前産後配食サービスについては非常に好評である。

下ほどの⑤へ飛びます。

⑤農林水産費。

イ、農業振興事業は2,869万4,000円で、前年度比1,012万9,000円の減となっている。

担い手支援事業は機械を購入する補助金があり、制度を利用することで効率よく農業ができるようになる。国、県、JAなどの新規就農事業との組合せにより、今後も制度の普及に努められたい。

大きく9ページの⑨教育費までお進みください。

9ページ、⑨教育費。

イ、教育委員会事務局費は7,313万6,000円で、前年度比410万8,000円の増となっている。これは高校生等就学支援が主なものである。この支援については、保護者からの評価も高く、ほとんどの保護者から申請がある。引き続き支援に努力されたい。

下ほど、シまで飛びます。

シ、先ほどもお話がありましたら、歴史民俗資料館管理事業費は1億8,391万3,000円で、前年度比1億5,886万3,000円の増となっている。これは歴史民俗資料館新築改修工事実施設計業務が主なものである。村の貴重な文化財等の収蔵・展示施設となることを期待する。

続きまして10ページの⑪公債費までお進みください。

⑪公債費。

先ほどの健全化指数でもお示しましたが、ウ、将来的に大きな起債事業が想定されることに伴い今後公債費が増加する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営を期待する。

(3)、ア、積立金及び定額運用基金の合計の前年度末残高は31億3,275万4,000円となっています。その運用については適正なものと認めました。

11ページ、3 特別会計までお進みください。

3 特別会計。

特別会計3会計の収入合計は11億7,123万2,000円、歳出合計11億2,700万6,000円で、予算に対する執行率は96.4%であった。

各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

最後に、12ページ、4 その他までお進みください。

4 その他。

(1) 令和6年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し給食用食材の価格高騰対策が行われた。各課も物価高騰等で影響を受けた方々への対応

を迅速に実施されたことを評価する。

また、令和7年度においても、低所得世帯や村内事業者等、困っている方々のために支援事業を進められたい。

ふるさと応援寄附金を財源とした地域づくり基金活用事業についても、引き続き支援を進められたい。

(2) 住民税務課、保健福祉課、建設環境課と、様々な分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携や滞納者との話し合いによる書面化により未収金解消に努力されており、近年の未収金も、各項目で増減はあるものの、全体とすれば横ばいから少しづつ減る傾向にあります。今後の成果に期待する。

(3) 出納閉鎖期間の事務について再確認を願いたい。出納閉鎖期間は、前年度収入支出の整理を行い、会計事務を確定させるための期間である。地方自治法に基づき年度内に事業が完了するよう、計画性をもって、補助金の支出、未収金の整理など、速やかに実施願いたい。

(4) コロナ禍収束後、出張の機会が増加している。宿泊を伴う出張については、宿泊代の高騰により宿泊場所の確保が困難となる場合も散見される。現下の情勢を鑑みて宿泊代の見直しの時期と考える。

以上です。

続きまして、同じく水道事業と下水道事業の決算を審査いたしましたので報告いたします。

お手元の決算審査報告書を御覧ください。

先ほど宮崎課長のほうから細かく説明がありましたので、主要な点のみ報告をさせていただきます。

第1 審査の概要。

1 審査の対象、(1) 令和6年度水道事業決算、(2) 令和6年度下水道事業決算。

2 審査の期間につきましては、一般会計等と同じく7月28日まで行いました。

3 審査の方法。

(1) 前記各事業の決算について経営成績及び財務状況が適切に表示されているかどうかについて審査を行った。

(2) 審査は、提出された決算書及び附属書類の計数を関係諸帳簿と照合しながら、帳票記録の正確性の検証、担当職員への質疑等により行った。

第2 審査の結果。

各決算書及び財務諸表の記載事項については、計数に誤りがなく、正確で、経営成績と財政状況を適切に表示しているものと認めた。

次に2ページ、3 審査意見の総括までお進みください。

3 審査意見の総括。

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和6年度はマイナス192万7,000円の純損失となっている。当年度未処分利益剰余金は5億2,065万3,000円となっている。今後とも、健全経営のために、経常経費の節減、有収率の改善など、企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の確実な徴収に努力されたい。

(3) 令和6年度は管路の老朽化や発見できなかった漏水箇所が増え、有収率が大幅に減少しているので、今後も配水管及び給水管の維持修繕と計画的な布設替えを進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力されたい。

続きまして令和6年度下水道事業決算に移ります。

先ほど述べましたが、審査の結果、水道事業同様、事業決算書及び財務諸表の記載事項については計数に誤りがなく、正確で、経営成績と財務状況を適切に表示しているものと認めた。

3ページの3 審査意見の総括までお進みください。

3 審査意見の総括。

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和6年度は1,979万7,000円の純利益となっている。

(2) 今後も引き続き下水道施設の的確な状況把握に努め、必要な維持修繕や更新を効率的に進められたい。

(3) 長期的に健全かつ効率的な事業運営を図るため、今後の汚水処理方針の見直しについて関係機関と連携しながら検討を進められたい。

以上。

審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。お諮りします。

日程第15 議案第11号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第12号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

| | |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 日程第 17 議案第 13 号 令和 7 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| ○議 長 | 以上の 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。 |
| | [「異議なし」と呼ぶ者あり] |
| ○副 村 長 | 異議なしと認めます。したがって、日程第 15 議案第 11 号から日程第 17 議案第 13 号までの 3 議案を一括議題とします。 |
| | 提案理由の説明を求めます。 |
| ○副 村 長 | 議案第 11 号 議案第 11 号 令和 7 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。 |
| | 今回の補正予算は、令和 6 年度決算の確定に伴う前年度繰越金及び令和 7 年度普通交付税額確定等による歳入の増額、歳出は事業執行に必要な予算について補正を行うものであります。 |
| | 議案書を御覧ください。 |
| | 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,500 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 6,500 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第 1 表 歳入歳出予算補正による。 |
| | 第 2 条 地方債の追加及び変更は第 2 表 地方債補正によるものであります。 |
| | 3 ページをお願いいたします。 |
| | 第 2 表 地方債補正ですが、追加は旧大草駐在所改修事業と庁舎の非常用発電機修繕事業の 2 事業です。 |
| | 変更は、表にあります 9 事業について起債額の増減、調整等により変更するものであります。 |
| | 4 ページからは事項別明細書になります。 |
| | なお、事前に資料を配付しておりますので、主なものについて御説明をさせていただきます。 |
| | 歳入でありますけれども、6 ページのほうをお願いいたします。 |
| | 11 款 地方特例交付金は、地方特例交付金の決定によりまして 30 万 9,000 円の減額を行うものでございます。 |
| | 12 款 地方交付税は、今年度の普通交付税の交付額が決定したことにより 1 億 5,226 万 8,000 円の増額となり、前年度比では 4,117 万円の増です。 |
| | 増となった主な原因でございますが、公務員の給与改定及び光熱水費高騰への対応分が算入されたこと、またガバメントクラウド関連費用への対応分が算入されたことによります。 |
| | 14 款 分担金及び負担金は、病児保育の新規開設に係る他市町村からの受託病児負担金で、85 万 4,000 円の増額になります。 |
| | 16 款 国庫支出金でありますが、1 項 3 目 民生費国庫負担金は障害者自立支援給付費国庫負担金令和 6 年度分の精算などで 867 万 8,000 円の増、4 目 衛生 |

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費国庫負担金は令和 6 年度の未熟児療育医療等国庫負担金の精算により 39 万 6,000 円の増額です。 |
| 2 項 3 目 民生費負担金は、村内の 2 つの福祉施設の施設整備に対する補助として地域介護福祉空間整備等補助金 546 万円を新規で計上しました。 |
| また、病児保育の新規開設に係る国負担分で子ども・子育て支援交付金を 170 万 8,000 円計上し、4 目 衛生費国庫補助金は妊婦のための支援給付金の令和 6 年度交付金の精算によりまして 21 万 1,000 円の増額でございます。 |
| 17 款 県支出金でございますが、1 項 3 目 民生費県負担金は、令和 7 年度障害児の入所増が見込まれることにより、自立支援給付費県負担金 96 万 8,000 円の増額をするものでございます。 |
| 2 項 3 目 民生費県補助金は、子ども・子育て支援交付金は病児保育の新規開設に係る県負担分 170 万 8,000 円の増額となります。 |
| 20 款 繰入金は、2 項 1 目 財政調整基金繰入金は 6,000 万円、12 目 公共施設等整備基金繰入金は 6,730 万円、それぞれ皆減です。これについては、前年度の決算が確定したこと、また普通交付税の額の決定に伴い一般財源に余裕が生まれたため財源組替えを行うものでございます。 |
| 21 款 繰越金は、令和 6 年度繰越金が確定したことを受け 1 億 6,557 万 2,000 円の増になります。 |
| なお、繰越金総額は 2 億 3,887 万 2,000 円となります。 |
| 8 ページのほうをお願いいたします。 |
| 23 款 村債は、第 2 表 地方債補正で御説明した事業別の起債予算額の補正で、全体で 1,480 万円の増額になります。 |
| 続いて歳出について御説明いたします。 |
| 9 ページのほうをお願い申し上げます。 |
| 2 款 総務費は全体で 2,475 万 9,000 円の増額ですが、1 項 2 目 文書広報費は応接室、議場、歴史民俗資料館に公衆無線 LAN アクセスポイントを増設するための備品購入費が主なものとなります。 |
| 5 目 財産管理費ですが、庁舎受変電設備改修工事については、資機材等の高騰に伴う工事費の増、庁舎非常用発電機改修工事は自動電圧調整器、自動制御用蓄電池のほか、消耗品費等取替え更新をお願いするものであります。 |
| また、公用車については、購入予定車種の製造中止によりまして車種を変更するため 52 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。 |
| 6 目 企画費については、美しい村連合に関する事業として 1 泊 2 日の田舎体験ツアーを実施するための負担金分 15 万円を新たにお願いするものになります。 |
| また、地域づくり支援事業補助金については、要望件数が増えたことによりまして 50 万円の増額をお願いするものです。 |
| 9 目 交通対策費は、小和田地区基盤整備事業調整等業務が用地補償に係る業務の追加によりまして 1,700 万円の増額が主なものになります。 |

なお、財源につきましてはJR東海協力金の当初予算の充当残がありますので、そちらを充てさせていただく形になります。

2項1目 税務総務費については、法人住民税、個人住民税の更正による還付金が発生したことによる86万8,000円の増額になります。

11ページからになります。

3款 民生費、全体で1,718万円の増でございます。

1項1目 社会福祉総務費は、発達センターひまわりの通園療育負担金が令和6年度の精算によりまして13万8,000円の増、障害児通所支援は本年度の医療実績の増によりまして387万円の増、実績値の確定に伴う障害者医療費国庫負担金返還額12万8,000円の増額をお願いするものでございます。

2目 老人福祉費は、上伊那福祉協会養護老人ホーム運営経費の赤字補填負担金93万6,000円の増、野の花宅老所の耐震、麦の家の屋根の塗装に地域介護・社会空間整備等施設整備補助金を出すために546万円の新規計上等を行うものでございます。

2項1目 児童福祉総務費は、10月から村内の施設で受入れが開始される病児・病後児保育の委託に伴う経費512万4,000円、子ども・子育て交付金の過年度分国庫返還金54万9,000円の増額をお願いするものでございます。

11ページのほうになります。

2目 児童福祉施設費は、みなかた保育園の水道水漏れの修繕工事に60万円、未満児入所が増えおむつ使用量が増えたことによりまして10万6,000円の増額が主なものになります。

次に、4款 衛生費は1,119万円の増で、1項1目 保健衛生総務費は国庫支出金の前年度精算による財源振り替え、3目 環境衛生費は地球温暖化対策推進協議会の委員報酬の増額及び旧大草駐在所改修の事業設計業務及び工事請負費1,100万円を新規に計上いたしました。

次に、6款 農林水産費は1,185万8,000円の増であります。

1項1目 農業委員会費は農地情報管理システムのパソコン更新のための購入費19万6,000円の増額。

3目 農業振興費は、農業担い手支援事業の申請件数増に伴う補助金800万円の増額をお願いし、また各地で行われる観光物産展に役場内の他課の職員も同行し、来場者に直接対応することで資質の向上を図るための旅費15万3,000円、熊出没に係る看板の購入、緊急銃猟制度改正に伴う保険料等、また猿捕獲増に伴う有害鳥獣駆除活動支援補助81万円の増額をお願いするものでございます。

14ページ、お願いいいたします。

2項1目 林業総務費は、四徳森林体験施設検討のため審議会を臨時開催するための経費でございます。

2目 林業振興費は、黒牛折草峠線の復旧工事の補助対象外分等、小規模な災害復旧工事等の増額等が主なものになります。

7款 商工費は953万5,000円の増額で、1項2目 商工振興費は商工業振興事業補助金の制度拡充による申請件数の増により増額をお願いするものです。

15ページをお願いいたします。

3目 観光費は、中川村観光ビジョンの策定支援業務のコンサル業務部分の外部委託費の増、併せて外部人材を招聘する費用の追加により負担金を増額するものです。

陣馬形山の周辺ベンチ更新をする業務、展望台周辺のウッドデッキを新設する工事、また望岳荘の高圧受電設備改修工事における設備機器の長寿化を見込んだ部材変更による増額が主なものになります。

次に8款 土木費でございますが、全体で498万5,000円の増になります。

2項1目 道路橋梁費総務費は、国道153号線の中央交差点改良事業の設計に係る地元負担金81万円を新たにお願いするものになります。

2項2目の道路修繕費は、日影林大沢線ほか3路線の道路維持修繕の設計業務委託料565万円の追加が主なものになります。

16ページのほうをお願いいたします。

4目 橋梁維持費は、当初、大なぎ沢橋の橋梁補修設計を計上しておりましたけれども、B C B塗装処理を目的とした工事は補助対象外となつたため600万円を減額し、苦木沢橋及び現地調査で排水施設の改修が必要ということを判断いたしまして、それらの設計業務を追加いたしまして、差額分の500万円を減額することとしました。

また、新たに苦木沢橋の修繕工事を行うための工事請負費を追加するものでございます。

次に10款 教育費のほうをお願いしたいと思います。

全体で772万7,000円の増であります。

1項5目 学校給食費は、学校給食で棚田アイスを児童生徒に試食してもらう経費が主なものになります。

1項6目 小中学校管理費は、教育セキュリティーポリシー策定の支援業務300万円と新たな学校後方支援業務の委託料43万5,000円を追加するものでございます。

17ページのほうをお願いいたします。

2項1目 学校管理費は、東西小学校の用務員室にエアコンを設置するための工事費、東小学校の樹木の手入れを行うことが主なものでございます。

3項1目 学校管理費では、中学校の用務員室エアコン設置及びグラウンド内トイレの凍結対策工事100万円が主なものになっております。

18ページのほうをお願いいたします。

6項4目 文化施設管理費は、天体観測施設のドーム水平回転車輪交換の修繕費102万3,000円が主なものであります。

14款 予備費を今後に備えて1億3,776万6,000円増額し、予算の調整を行います。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>○保健福祉課長</p> <p>それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。</p> <p>まず議案第12号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をお願いします。</p> <p>第1条で総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を4億4,900万円とするものです。</p> <p>最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。</p> <p>国保税ですが、今回は予算額の調整のために1万円を増額します。</p> <p>繰越金ですが、令和6年度決算額の確定により、繰越金の予算総額は251万1,000円となります。補正前の予算額に199万円を増額します。</p> <p>続いて歳出ですが、6ページを御覧ください。</p> <p>運営協議会費ですが、来年度以降の国保税を検討するために協議会の開催回数を増やす必要があることから、委員報酬を2万円増額します。</p> <p>国保事業費納付金は、納付金の額が確定したため、医療給付費分は17万2,000円増額、後期高齢者支援金分は4万8,000円増額、介護納付金分は34万3,000円減額します。</p> <p>7ページの諸支出金は療養給付費交付金償還金で、納付金の精算金として2万円を増額し、返還いたします。</p> <p>予備費で収支を調整しました。</p> <p>次に議案第13号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。</p> <p>第1条で総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を6億9,100万円とするものです。</p> <p>最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。</p> <p>国庫支出金は、令和6年度地域支援事業補助金が確定し、1万9,000円が追加交付となります。</p> <p>県支出金も地域支援事業補助金に1万2,000円が追加交付となります。</p> <p>繰越金は令和6年度決算額が確定し、繰越金の予算総額が4,173万1,000円となります。補正前の額に4,055万7,000円を増額します。</p> <p>諸収入で調整しました。</p> <p>続いて歳出ですが、6ページを御覧ください。</p> <p>基金積立金ですが、令和6年度の介護サービス給付費が見込みを大きく下回ったため、介護給付費準備基金に2,000万円を積み立てるための増額補正で、このことにより基金の残高は8,200万円となります。</p> <p>諸支出金は、令和6年度介護納付費等が確定し、国庫負担金に434万9,000円、県負担金に188万2,000円、支払基金交付金に353万1,000円を増額し、返還いたします。</p> | <p>○議長</p> <p>予備費で調整をしました。</p> <p>以上、よろしく御審議をお願いいたします。</p> <p>説明を終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから採決を行います。</p> <p>まず議案第11号の採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> <p>全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第12号の採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> <p>全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第13号の採決を行います。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>[賛成者挙手]</p> <p>全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について</p> <p>を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について諒問いたします。</p> <p>その前に、冒頭の御挨拶の中で最終日に提案すると申し上げましたけれども、初日に諒問させていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>まず、人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われております。人権擁護委員法により、市町村長は法務大臣に対して人権擁護について理解のある方を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないというふうにされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>氏名は中嶋けさみさん。</p> <p>生年月日、住所は議案に記載のとおりでございます。</p> <p>任期につきましては委嘱の日から3年間であります。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○議長 | 中嶋さんにつきましては、令和5年1月から人権擁護委員をお務めいただいておりますけれども、引き続き人権擁護委員として選任いたたく、議会の同意を得て推薦してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。 |
| | 御審議の上、御同意を賜りたく、説明提案とさせていただきます。 |
| | よろしくお願ひします。 |
| ○議長 | 説明を終わりました。 |
| | これから質疑を行います。 |
| | 質疑はありませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 質疑なしと認めます。 |
| | 次に討論を行います。 |
| | 討論はありませんか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 討論なしと認めます。 |
| | お諮りします。 |
| | 本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、御異議ありませんか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任者として答申することに決定しました。 |
| | 日程第19 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について を議題とします。 |
| | お諮りします。 |
| | 委員の退職に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになった。 |
| | お諮りします。 |
| | 指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。 |
| | 選挙管理委員に下平和則さんを指名します。 |
| | お諮りします。 |
| | ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました下平和則さんが選挙管理委員に当選されました。 |
| | 続いて選挙管理委員補充員には次の方を指名します。 |
| | 第4順位に富永由三子さんを指名します。 |
| | お諮りします。 |
| | ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 |
| | 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |
| ○議長 | 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第4順位 富永由三子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。 |
| | ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。 |
| | 〔午前10時55分 休憩〕 |
| | 〔午前11時10分 再開〕 |
| ○議長 | 会議を再開します。 |
| | 日程第20 一般質問を行います。 |
| | 通告順に発言を許します。 |
| | 3番 中塚礼次郎議員。 |
| ○3番 | (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました「不登校への支援について」質問をいたします。 |
| | 子どもの不登校はこの10年で3倍と急激に増え、小中学校で35万人近くになりました。これまで少なかった小学校低学年でも増えてきていると言われています。 |
| | 私は、今こそ不登校について子どもも親も安心できる支援が必要で、求められているのではと考えます。 |
| | 1つは今行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや親、保護者への温かい支援だと思います。 |
| | もう一つは、学校が嫌いという子どもが増えている現状から、子どもが通いたくなるような学校にしていく必要があります。 |
| | 中川村では小中一貫教育校の開校に向け多岐にわたる検討がされていますが、通いたくなるような学校を目指して進めるべきと考えます。 |
| | そこで、子どもも親も安心できる温かい支援の必要性、通いたくなる学校づくりの2点について考えをお聞きいたします。 |
| | 不登校支援についてのお尋ねでございます。 |
| | 不登校の状態にある児童生徒が増加し続けていることにつきましては、学校の在り方に関わる様々な問題を浮き彫りにしていると私自身は捉えております。 |
| | 現在は対処療法的な対応が目立ちますが、そもそも学校は子どもたちが安心して通える場所になっているか、通いたい場所になっているかについて考える必要があるというふうに考えております。 |
| ○教育長 | |

○3 番

○教育長

議員の御指摘のとおり、子どもたちが通いたくなる学校を目指していくことは大変重要なことであります。新たな学校づくりプロジェクトにおきましても、子どもたちが通いたくなる、こうしたことに視点に置いて学校づくりを目指しているところでございます。

子どもも親も安心できる温かい支援というお話につきましては、「教育は人なり」と言われておりますが、教員の人間的な魅力や専門性が影響すると、こういうことも思いますけれども、これからは、教員だけではなく、例えば保護者の皆さんであったり地域の皆さんも一緒になって取り組む、そんな学校が必要だと思っておりますし、そうする中で、温かな支援、そうしたものも実現していかなければいけないかということを思っております。

また、通いたくなるような学校ということではありますけれども、これについては、いろいろ検討しておりますが、一言でいえば、子どもたちがわくわく学び、リアルに体験できる、こんな学校を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

これにつきましても、学校だけということではなく、保護者の皆さん、あるいは地域の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

(中塚礼次郎) ただいま教育長のほうから大変前向きなお言葉、回答をいただきました。ぜひ、地域も含めて、そういった不登校問題に対する支援を手厚くしていっていただきたいというふうに思います。

この間、国の教育行政により学校に極端な競争と管理が持ち込まれ、学校が子どもに合わなくなってきたことを考える必要があるのではないかと私は考えます。

この点をどういうふうに捉えているか、考え方をお聞きいたします。

現在、PISA調査っていうものがあるんですけども、これはOECD――経済協力開発機構が3年ごとに行う国際的な学力調査でございます。

また、そのほかにもTIMSSっていう調査があります。これは国際数学・理科教育動向調査というようなものがございます。

こうした教育の国際比較調査の影響によって教育成果の競争力を上げる意図が教育の目的に反映されることが多いのではないかと、そういうことは言われていることでございます。

こうしたことを背景にして、平成15年、PISA調査で日本の順位が下落したっていうことを契機にしまして平成19年には全国学力・学習状況調査が復活したということもありますので、議員が御指摘されるとおりのこともあるかもしれません。

中川村の小中学校にそうしたことが強くあるかといえば、そうしたことが強くあるとはいえないというふうに私自身は考えております。

専門家からは教育の目的を議論せずそのままにしておくと優秀さや効率性への追及が教育の目的となりかねないというような御指摘もありまして、教育の目的

を議論すること、このことが非常に重要であると考えているところでございます。学校での学びは誰のためのものかと申し上げれば、まさしく子どもたちのためのものでございます。

不登校の状態にある児童生徒が増加し続けているという現実につきましては、学校で取り組まれている教育と子どもが通いたくなる学校とにそれが生じているともいえますので、そうした現実から教育の目的をしっかりと議論し、学校や教育委員会がそのそれをなくしていく努力はしなければいけないと考えております。

また、もう一つ付け加えますと、やはり学校というところが学習指導要領に基づいて学力をつけていくっていうような、そういった目標に向かって子どもたちも学ぶところなんですが、1つは、そういったことが逆に子どもたちの自己イメージを低くする可能性もあるというふうに感じております。

そうなると、やっぱり学習の在り方、そういったもの、競争ということだけではなくて、そもそも学習の在り方っていうことも子どもたちにとっては課題になる場合がありますので、そういったこともしっかり検討していく必要があるかなというふうには思っております。

○3 番

(中塚礼次郎) 今、教育長が話されました。学力で県同士が争い合うと、順位を争うというような傾向もだんだん強まってくるというふうな現状もあるようありますので、今、教育長のほうからそういった面での具体的な話がありました。

不登校は子どものせいか、子どものせいではありません。不登校の子どもの多くは様々な理由で心が折れた状態にあると言われ、子どもは学校や社会の中で違和感を抱え、傷つき、我慢を重ねた末に登校できなくなり、登校しようとすると腹痛や頭痛、表情がなくなるなどの症状が出ることもあり、それは心の傷の深さを表していると言われています。

不登校をなまけや弱さと捉えたり、甘やかしのせいだというのは誤りです。学校に行けなくなった子どもたちは、登下校の子どもの声を聞くと隠れたり、家族から隠れるために自室に籠ったり、心身ともに休まることがありません。学校に行けない自分は生きる価値がないと自分を責め、深刻な場合は医療支援を必要とすることもあると言われ、不登校は子どもの命の問題となります。

○教育長

この点についてお考えをお聞きいたします。

これは以前に議会でもお話ししたこと也有ったんですが、ある専門家が不登校の状態にある児童生徒の平成25年度以降の増加を令和型不登校と位置づけております。増加の背景には情報化した社会の中で学校を休み続けるってありなんだと気づいた子どもと保護者が増えたということがあるのではないかと、そういう指摘でございます。

一旦、こうした価値観、そもそもは、学校は行くべきところっていう価値観だったと思うんですが、そこにはころびが生じて我慢の放棄が瞬く間に進んだということではないかとも指摘をされております。

そういうことを考えますと、かつては、学校は行くべきところという考え方の下、苦しい中、苦戦し追い込まれたとしても、我慢して学校に子どもたちも行っていたと、そういう現状もあったのではないかというふうに考えております。

現在、当事者の皆さんとの声を聞く会というのを保健福祉課が主管となって教育委員会も一緒に開催しまして取り組んでいるところなんですけれども、それぞれの状況や思いなどを聞かせていただいている中で私自身が改めて思うのは、現状の不登校の状態っていうのは一人一人本当に違うということあります。

私もかつて教員をして、拙い経験がございますけれども、その頃に感じていた不登校支援っていうようなことと現状っていうものは実態が若干変わってきているかなということを思っておりまして、そういう中で、一律に不登校はこういうもんだよということよりは、本当に一人一人の背景であるとか実態、そういった違いが際立ってきていると、そんなことを感じさせていただきました。

一人一人がそれぞれの理由や事情を背景にそれぞれの状態を示しておりますので、議員の御指摘のように、中には御指摘されたように自分を責めているお子さんもいるでしょうし、医療にかかる必要のあるお子さんもいるということは承知をしております。

いずれにしましても、こういう状況から考えると、私どもは一人一人にしっかりと向き合って、その状況を正しく理解し、必要な支援を行う、そのことが非常に重要であろうというふうに考えております。

(中塚礼次郎) ただいまは一人一人に寄り添った指導をしていくという教育長のお話をいただきました。

国の不登校対策についてですが、国の不登校対策は不登校経験者の反対を押し切って制定された教育機会確保法の下で学習活動への支援が中心になっていて、子どもの休息も、2019年の通知では子どもによっては休養などが積極的な意味を持つことがある一方で、学習の遅れ、進路指導上の不利益や社会的自立へのリスクがあることに留意することとし、結局はリスク扱いとなっていて、子どもの心の傷とその回復を軽視されてしまうものとなっております。

国最新の不登校対策となるCOCOLOプランでは、タブレット端末による不登校ぎみ子どもの早期発見を強調し、行き渋り傾向の子どもをあの手この手で登校させることに重点が置かれ、子どもの気持ちを尊重する対応が少なくなっていると言われております。

不登校、当事者ニーズ全国調査、多様な学びプロジェクト、2023年によると、子どもの最も嫌だったことは登校の強制、登校刺激、望まぬ干渉・接触が44.7%となっております。

子どもの居場所であるべき校内別室や支援センターも学習支援を行う教育施設——法第11条とされ、自学自習できないと入れないと、安心できないケースが少なくないと言われております。

私は、国の不登校対策を改め、不登校への支援の基本を子どもの心の傷への理

解と休息、回復の保障に据える必要があると考えます。

この点についてお考えをお聞きいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、一人一人が置かれている状態に違いがありますので、まずは一人一人にしっかりと向き合い、正しく理解することから始めることが重要だというふうに考えております。

そこで、子どもが心に傷を負い、休息や回復に努める必要があると理解した場合には、それを踏まえて適切に対応することになるというふうに考えます。

文科省のほうで出している、今お話もありました誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策——COCOLOプラン、ここには「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」ということが言われておりますが、ここで言われている学びたいと思ったときに学べる環境を整えておく、このことが非常に大切なではないかというふうに思っております。

そういう思いが持てる状態になれない場合も当然ありますので、そうした場合にはそれを大事に支援していくことになると思いますが、現状、中川村の小中学校における学校現場の状況を見ましても、まずは子どもの心を大切にしてくれているというふうに理解しておりますので、御指摘のとおりの状況、心を大切にするというところは進めていきたいというふうに思っております。

(中塚礼次郎) 中川村での対応をお聞きいたしまして、安心いたしました。

子どもには何よりも生きる権利があり、学校は憲法が保障する子どもの学びや成長する権利のためのもので、行けば具合が悪くなるような学校に行く義務はないのではないかと思います。

「義務教育」の「義務」は子どもの教育への権利を保障するための親と国の義務とも言われております。

心が折れた状態の子どもが家など安心できる環境でゆっくり過ごすことも当然ですし、子どもには休息の権利があり、これは子どもの権利条約、その中では、子どもはそのまま自分で大丈夫と自己肯定感を育み、やがて自発的にどうするかを子ども自身が決めることも子どもの権利だと言われています。

学校こそ不登校の子どもの様々な思いを受け止める場になることが期待され、子どもを支える公教育のかけがえのない役割があると言われます。

子どもの休息と回復を支えるには親への支援が必要で、親は子どもの不登校に戸惑い、育て方に問題があるのではないかという自己責任論に傷つくこともあります。子どもの見守りや相談などの負担も大変です。

今は多くの人が不登校離職などで収入が減り、食事や外出、学びなどの支出が増え、経済的困難に直面していると言われ、不登校児童生徒を抱える家庭の70%に様々な影響が及んでおると言われております。

加えて、母親だけが対応に疲弊するジェンダー格差もあります。

親への支援を手厚くして親の安心を増やす支援が必要です。1つには安心でき

○教育長 る情報提供と相談、学校との関係の負担軽減、要望への柔軟な対応、宿題などの負担を減らす、また、中川では支援をしておると思いますが、フリースクール費用の軽減や交通費の支援など、親への支援が必要な点です。

それで、親の安心を増やす支援について考えをお聞きします。

親に対する支援っていうのは非常に大切であるというふうに思っておりますし、お話にありましたように、そういう状況に直面したときに一番心が揺らぐのが親御さんだというふうに思っております。

そういう点では、学校のほうも相談を受ける体制を持っておりますし、あるいは県のスクールカウンセラーへの相談、あるいは教育委員会の教育相談、保健福祉課のこども家庭センターでの相談、そういった窓口もつくれおりまして、そこに相談いただくような状況もございます。まずはそうした心の部分を支えていくっていうことが非常に必要なことだというふうに考えております。

また、教育委員会ではフリースクール等の利用料や通所のための交通費への補助制度を創設いたしまして、本年度から施行をしております。

こうした背景には、やはり利用するお子さんもいらっしゃるっていうことと、それと、今は、指導要領の出席扱いにする、そういう制度もありますし、そのためのガイドラインを教育委員会としても作成し、保護者、それと学校、それとフリースクールのような子どもたちが居場所にしている事業所の連携をより強めていく、そんな仕組みも今つくっております。

そういう点では、利用するお子さん方も現状いらっしゃいますので、利用する全てのお子さんや御家庭の経済的負担、そして心理的負担の軽減につながるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

生活全般における経済的支援については、保健福祉課とともに実態を把握して考えていきたいと思っております。

ちなみに、これも以前、議会でもお話をましたが、保健福祉課の子育て訪問支援事業、ここでもお弁当の配達であるとか家事や育児支援などを行っていますが、不登校の状態にある子どものいる家庭も対象としており、弁当を配達したときに不安や悩みを聞くこともできるように事業を展開していただいております。

また、安心できる情報提供っていうこともありますし、今、居場所マップっていうことで、そういう子どもたちが居場所にできるような場所のマップを作成しようということも検討しておりますので、こうした取組も進めていきたいというふうに思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 中川村では、今、教育長がお話しいただきましたように、きめ細かな対応をされておるということで、引き続きお願いしたいというように思います。

今も出ましたが、子どもの居場所、学びの場所として、学習に限定されない居場所の設置、子どもに必要なことが保障され、どの子も安心して過ごせる環境を整えることが重要だというふうに考えます。

○教育長 この点についてお考えをお聞きいたします。

安心して過ごせる環境づくりについてということでございますが、例えば、昨年度から中学校に、以前は中間教室と呼んでおりましたが、教育支援センターという言い方になりますけれども、これを設置しまして、村費で心の相談員を配置しております。

例えば、校内の教育支援センターでは、学習することに限定されない、子どもたちが安心して居場所にできる運営をしていただいております。そういう状況で、昨年度一年だけでも、やはり利用するお子さんも少なからずいらして、そこを休息の場にするような実態も出てきております。

また、村の中間教室、教育支援センターもこうした運営をしているところでございます。

そのほか、現在、保健福祉課が主管して教育委員会も一緒に取り組んでおりますが、子どもの居場所づくりネットワーク会議というものを開催しております、ここでは社会福祉協議会や児童クラブ、村内のフリースクールやフリースペースなど、子どもの居場所になっている事業所の皆さんに集まっています。子どもの居場所についての検討を現在行っているところでございます。

学校も大事な居場所であることに変わりはございませんけれども、学校以外にも子どもが安心して居場所にできるところがありますので、学校も含め、皆さんでつながり合って村内の居場所ネットワークづくりをさらに進めていきたいというふうに考えております。

また、先日、先ほど申し上げた当事者の声を聞く会、これを開催した折に一般的な高校生も参加してくれまして、お話を聞きました。それで、その高校生がお話しした中で、高校から中川村に帰ってくるとほっとすると、中川村には自分を受け止めてくれる人たちがいて安心するというようなことを語ってくれました。よく子どもたちに中川村のいいところってどういうところかって聞くと、人のよさっていうことをほぼ全員の子どもたちが口にします。そういう意味では、中川村全体が子どもにとって安心できる居場所となる、そういうことがあるといいなと思いますし、これからそういう形でさらに進められれば私どもも非常にうれしいと思いますし、期待もしておるところでございます。

居場所っていうのは、単に場所っていうことだけではなくて、人だというふうに思っておりますので、こうした人と人とのつながりの中で子どもたちが安心して過ごしていく、そんなことを目指していきたいというふうに思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 私の質問に対しまして教育長のほうから6点に関わる質問への答弁をいただきました。

不登校の問題は不登校児童生徒を抱えていない親たちにしてみるとよそごとというふうなことで、今日、私の一般質問に対して、教育長のほうから不登校に対するきめ細かな施策が具体的に答弁されましたので、これが村民の方たちの中に広がって、ああこういうふうかということを理解していただけることが大きな力

になるんじゃないかなというように思います。

それで、開校となる新しい学校が子どもの権利を尊重し、子どもも親も安心できる支援、過度な競争と管理によらない、子どもを人間として大切にする小中一貫教育学校となることを望みまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前1時42分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 桂川雅信議員。

○5番 (桂川 雅信) それでは質問通告に基づきまして質問いたします。

全部で3問あります。

最初は「高度医療より一般診療のできる病院を」と題しまして、前回に引き続きまして昭和伊南総合病院の新病院建設問題について問いたいと思います。

昭和伊南総合病院の新病院建設に関して8月6日に伊南行政組合の事務局と中川村議会の話し合いが行われました。その席上での事務局の報告では、組合として新病院建設に関する従来の基本方針を全面的に見直す内容となっていました。その主要な論点は私が6月議会で述べた意見をほぼ肯定するような内容だったと感じます。

今後の検討事項として示された事項には、患者数減少の要因として紹介受診重点医療機関の設定を見直すこと、上下伊那の病院も含め病院間連携等について検討することが含まれておりました。

これらの見直し事項を見たとき私が一番重視したいのは、昭和伊南総合病院をどのような病院にしたいのかという理念を打ち立ててほしいという点です。

私が6月議会でこの問題を取り上げたことで村民から幾つか問合せや要望を受けていますが、村民の多くの意向は高度医療を受けられる病院よりも地域の診療所で手に負えない一般診療を受けてくれる病院なのだと思います。

村長は副組合長として新病院建設の基本方針見直しと村民の声をどのように評価しているのか、伺います。

○村長 まずお答えをしたいと思いますが、その前に、過日行われました伊南行政組合議会、その全員協議会の場で、伊南行政組合の病院事業経営強化プラン——これは昭和伊南総合病院の第3次経営計画でありますけれども、令和6年度から令和15年度に係るものであります。計画の進捗状況について、毎年、点検、評価することとなっているのでという報告があったところであります。

それで、その評価、課題のまとめとして、今後、少子化が進む中で、新たな地域医療構想の策定を見据えながら、限られた医療資源を効率的に医療につなげるため、地域の各医療機関の役割を明確化し、連携を強化し、地域全体で医療を提

供していく必要がある、当院においても役割、機能を明確にして、そこに対応した医師の安定確保が必要不可欠なため、引き続き最重要課題として取り組むと、なお、新病院建設事業の総事業費が明らかになり収支見通しが変化する場合や診療報酬制度の改定等による経営環境の変化、経営状況の不測の変化、その他の経営見通しに大きな影響を与える状況が生じた場合には内容を見直し、必要に応じて変更計画を策定し、実態に即した計画にしていくという報告があつたところであります。

つまり、この中では、経済状況ばかりではなくて、病院の患者を受け入れている現状、変化、こういったことも考慮するということでございますので、当然、病院を受診される患者さんの評判という言い方はありませんが、そういうことに患者数は当然左右されるだろうということをまず申し上げた上で、6月の議会でも答弁させていただいたとおりであります。

中川の村民の皆さんは下伊那の医療機関へかかる割合のほうが非常に高いのではないかというふうに思われますし、下伊那赤十字病院、厚生連下伊那厚生病院との連携を視野に入れて計画を再検討するべきではないかというふうなことを私は思うわけであります。

しかしながら、駒ヶ根の市民のさんは市内の医療機関へかかる割合が高いわけでありますので、当然、市内の医療機関との連携に重きを置いて考えるという側面があるだろうというふうに思います。

したがいまして、昭和伊南総合病院の今後の在り方につきましては、伊南4市町村の意見——考え方ですね、これをどうやってまとめていくのかと、方向をどういうところへ持っていくのかということが重要になるだろうと、こういうことをお答えしたいと思います。

○5番 (桂川 雅信) 今、経営強化プランの話にもちょっと入りましたので、2番に移りたいと思います。

従来の基本方針は令和6年2月の伊南行政組合病院事業経営強化プランに沿つたものであったと思います。

とするならば、今回の新病院建設に関わる基本方針見直しと病院事業経営強化プランとの間には矛盾する点が生まれているのではないかと思われますので、このプランそのものも見直しが必要ではないかと考えます。

例えば、患者数減少の要因として紹介受診重点医療機関の設定を見直すという点においても、そもそも昭和伊南総合病院を紹介受診重点医療機関と位置づける方針は、経営強化プランの中で限られた医療資源を効率的に患者さんにつなげるため、外来は紹介患者さん中心の診療とし、急性期を経過し安定した患者さんは地域の医療機関に逆紹介して役割分担を推進する必要があるという課題認識から出発しており、基本的な認識から見誤っていたのではないかと思います。

私は、病院がこの方針を掲げたときから、言葉は悪いですが、自分の立場も忘れてお高くとまっていたという感がぬぐえません。

○村 長

特に、伊南地域の基幹病院として上伊那医療圏及び伊南地域における高度急性期、急性期機能に対応するという方針は、背伸びした目標を掲げ過ぎているのではないかとさえ思います。

昨年度の健診受診者が10%以上も減少する要因を医師の対応ができないからというような基幹病院としては情けない実態を改善もできずに、どうして高度急性期医療の需要に応えることができるのでしょうか。あまりに現実を無視した経営強化プランと言わざるを得ないと思います。

地方の病院の外来患者数は予防医療との関連でいえば健診受診者数と連動している場合が多く、健診受診者の減少は、地域の予防医療への貢献度低下だけでなく、病院全体の外来患者数減少や信頼度低下にもつながっていると言わねばなりません。

国は2次医療圏の目安として20万人の人口を掲げたことがあります、今もこの目安は生きているはずです。この意味でいえば、伊那中央病院は上伊那地域全体の基幹病院なのだと思いますが、地理的条件から見て、伊南地域でそれらしい病院が必要なのであれば、郡境を超えて、中部伊那地域を含めて2次医療圏を形成することをもっと真剣に検討するべきであると考えます。

国は県境を越えて2次医療圏を形成することも認めているくらいですから、郡境にこだわる必要はないと思います。

新病院建設計画の見直しをするのであれば、併せて経営強化プランの見直しも並行して行うべきと考えますが、村長の見解を伺います。

まず紹介受診重点医療機関について申し上げます。

紹介受診重点医療機関は、一般病棟では200床以上に限ることとされているものでございまして、紹介状を持たずに受診した患者さんから、特別負担——初診時は7,000円以上、再診時は3,000円以上を徴収する義務が課されるということあります。

今、昭和伊南総合病院の病床数は232床だというふうに認識しておりますので、まずこのことを申し上げておきたいというふうに思います。

さて、新病院の建設に関してありますけれども、経営強化プランの点検、評価、公表と見直しを行うということをこの中に記しております、経営状況の把握と開院後の収支のシミュレーション、新病院建設事業の今後の予定について公表し、議論のたたき台としてもらうということになっております。

したがいまして、建設計画の見直しにつきましては、経営強化プランの示すところによりしていくというのが、私はこれが正しいんではないかというふうに思っております。

また、経営強化プランで毎年見直す評価、課題のまとめとしては次のように書いております。今後、少子化が進む中で、新たな地域医療構想の策定を見据えながら、限られた医療資源を効果的に医療につなげるため、地域の各医療機関の役割を明確化し、連携を強化し、そこに対応した医師の安定確保が必要不可欠なた

○5 番

め、引き続き最重要課題として取り組むというふうにしております。

松川町の下伊那赤十字病院との役割分担、連携を強化していくものというふうに私は考えております。

ただ、外来患者が減少したこと、このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えのほか、紹介受診重点医療機関の指定に伴う特別初診料——先ほど説明をさせていただきましたが——の徴収開始に関わることでもあり、この点については経営の重要な点として見直しが必要だと私も考えております。

病院事務局もこの点は患者数の回復のポイントとして第一に考えているようございます。

したがいまして、新病院は今のところ病床数が199床以下となる計画でありますので、紹介受診重点医療機関の指定から外れることになりますので、当然、特別負担について再検討を行うということにならうかと思います。

(桂川 雅信) ちょっと今の回答で気になることは、紹介受診重点医療機関は200床以上になったらしなければならないということではなかったはずで、昭和伊南総合病院は7,000円の徴収をする前も200床以上あったと思うんです。これは、しなければならないんじやなくて、することができるだったはずで、ですから7,000円にしなくてもよかったです。

だから、紹介受診重点医療機関にしなくともよかつたわけで、私が申し上げたいのは、わざわざそんなことをしてしまったので患者さんが減ってしまったんじゃないかなっていうことを申し上げたかったわけです。

次に行きます。

先日の伊南行政組合事務局との話し合いで、私から、病院の医療スタッフ、とりわけ医師の確保や病院の評判についてかなり厳しい意見を申し述べました。

現在の昭和伊南総合病院の現実を見ると、どう見ても地域住民の信頼を勝ち得ている病院とは思えないのが実情だと思います。その要因の多くは、医療スタッフ、とりわけ医師の質と量の問題であると感じます。

経営強化プランには若手医師の確保がうたわれていますが、今の時点ではもつと現実的な方向に転換する必要があるんではないかと考えます。

伊南行政組合の事務局は病院内の医師と医療スタッフがどのような状況にあるか詳細に把握しているはずです。そのことをなぜもっと正確に組合執行部と組合議会に投げかけないのか、不思議でなりません。

昨年度の経営報告の中で健診受診者が10%以上も減少した要因を医師の対応ができないからと回答されたそうですが、通常の健診に対応できなくらい医師が不足している実態をどれだけ組合理事者が把握しているのでしょうか。

病院の玄関に各診療科の担当医師名が掲示されていますから、組合理事者も一度昭和伊南総合病院の実態をつぶさに御覧になってはいかがでしょう。

昭和伊南総合病院は、建前上は19科の診療科目を持っていますが、このうち平日の5日間全てに医師名が記載されている科目は幾つあるんですか。

どこの病院でも、地域の中心となっている病院では、通常は消化器外科、整形外科、耳鼻咽喉科などはほぼ毎日診療の体制を取っているはずで、それでも地域の大きな病院では患者さんが途切れないことが普通です。

昭和伊南総合病院の整形外科は週1日の診療ですし、耳鼻科も午前診療はなく、午後だけ週3回信大医師が診療するという状況です。

昭和伊南総合病院の経営強化プランを見ているとどこの病院の話かと思うくらい夢のような話が書いてありますが、このようなプランを作成すること自体、組合事務局は病院の実態を組合理事者に正確に伝えていないのではないかとさえ思っています。

先ほど質問では、強化プランには若手医師確保がうたわれていますが、今の時点ではもっと現実的な方向に転換する必要があると述べましたが、ここでいう現実的な方向とは、いつまでも若手医師の確保だけにこだわっていると、結局、医師確保などできずに診療の縮小だけが進んでしまうということになりかねないという点で申し上げたのです。

現実の若い医師の実態とは、意欲のある医師は症例の多い大病院に定着してしまう一方で、直美医師問題のように、医療界の過酷な労働環境への嫌気からますます都市部への医師の偏在を加速させる実態を私は申し上げたいのです。

このような実態の中で、若手医師の確保に奔走するよりも、年配の医師で技術も経験も豊富な方に来ていただく工夫を考えてみたほうが得策ではないかと思います。

医師の質と量を確保しなければ病院の評判を回復させることは困難であり、評判や評価が低下し続けたままで新病院を建設しても赤字に転落したまま自治体に支援を求められることになります。

質の問題でいえば、病院内部の医療スタッフもそのことをよく自覚するプログラムが必要なのではないかと考えます。

病院内部のことを私が事細かく述べるよりも、一度病院の評判について住民の皆さんの御意見を聞いてみる機会をつくってみてはいかがでしょうか、村長の見解を伺います。

○村 長 まず、先ほどの紹介受診重点医療機関、私が義務が課せられると申し上げましたが、これについては選択をした場合のことございました。大変失礼いたしました。

この選択をしたことによって、令和6年度の病院の経営につきましては、診療報酬改定がされるわけで、このものを選択いたしますとこの部分ではベースアップの評価点がつくということがあります。

それで、この作業をやっていくことに関しても非常に人件費等がかかっているということがございましたし、何よりも、議員の御指摘のことは、病院事務局も十分、これは認めておるところでございますので、今後は200床未満が当然考えられますので、これは外れることが前提になるだろうというふうに思っております

す。

さて、今の御質問でございますけれども、まず議員が指摘をされています現在の昭和伊南総合病院に在籍する医師の質と量の課題についてでございますが、昭和伊南総合病院にふさわしい患者サービス、医療サービスの在り方を検討するために、医療サービス向上委員会というものを病院内で今設置しております。

委員会につきましては、毎年、患者——外来、入院を問わずありますけれども——それと全職員に対してアンケートを実施しております。問い合わせたところ、結果は病院内で共有し、改善につなげているという回答でございました。

また、院内に意見箱を設置し、患者さんの声として院長をトップとする経営會議や担当部署で内容を共有し、いただいた意見に対して改善に向けた取組の回答を院内掲示し、希望者には返信する対応をしているという回答もございました。

若い医師——先生——ドクターでありますけれども——はたくさんの臨床例によって学び、自分の力を高め、実践力を養うので、若く意欲のある医師ほど大きな病院に集まり、経験を求めていくと、こういうことを、年配ではあるんですけども、現役の医師から私は聞いたことがございます。

少なくとも、患者さんが少なくて多くの臨床例に触れる機会が結果的に少なくなる、こういう病院の実態からやはり見直していくことが医師確保をしていく近道ではないかというふうな指摘をいただいたんではないかというふうに考えます。

また、健診によって異常値が出て、精密検査を行った結果、入院し手術する早期治療にこれが結びついていくということを考えますと、健診受診者が10%も減っている現状、こういったことは病院の医療収入減にもつながっているものというふうに考えられますので、この点からも健診担当医の確保は非常に重要なふうに思っております。

病院の改革につきましては、医師と看護師、臨床検査技師など、医療スタッフが自らを振り返りながら改善点を見いだしていく、そして改革をしていくということが絶対に必要なことだというふうに思います。

なお、自治体から派遣されている事務職員がこの点にまで切り込んでいく、こういうことは現状では非常に難しいことであるというふうなことを私は思うところでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 村長の回答されたように、自治体の職員がどちらかというと出向して病院事務局を形成しているというお話で、今のようなかなり生々しい病院の実態を改善していくことは非常に難しいだろうということも私はよく分かります。じゃ誰がやるのかという問題です。

最終的には、今病院を運営している院長を含めた病院のスタッフの皆さんが高い事態を正確に認識するということ以外にスタートできないんではないかという感じがします。

今日はあまり細かいことを申し上げませんでしたけれども、病院スタッフに対する不満の目も結構強いものがあります。私は随分聞いています。そういうこと

とをどれぐらい病院のスタッフの皆さんは自覚しているのかということをもう少し考えていただきたいと思います。

今、村長から投書の話がありましたけれども、投書の数は、もしかすると減っているんじゃないでしょうか。私は、もう随分昔、あそこで手術を受けたことがあります、その頃は投書いただいた方への返信が壁に確かに貼ってあったと思います。あの頃から比べて、どうなんでしょう、投書されている数は減っているんじゃないかなという感じがします。

つまり、住民の皆さんから見たときに病院への期待そのものが下がってきてるんじゃないかなという気がします。そのことが患者数の減少につながっているような気がしてなりません。もう少し病院内部での自己改革を進めるような工夫を伊南行政組合議会としても提案していただきたいと私は思っています。

次に移ります。時間がなくなってきたました。

2番目、リニアに依存しない村づくり、これは前回提案した内容の2番目です。

それで、サブタイトルは「～JR東海は開業時期など気にしていない～」とつけました。

県や県内市町村長などでつくるリニア中央新幹線建設促進県協議会は、8月6日、本年度の総会決議で、JR東海が昨年表明した2027年の開業断念を踏まえ、新たな開業時期の明確化をも改めて要求したそうです。

また、来賓で出席したJRの水野孝則副社長は「早期開業を目指す」と述べたと新聞報道に書かれています。

しかし、JR東海が公表している資料を冷静に読み込むと開業時期はおのずと計算することができます。

例えばリニア岐阜県駅、長野県駅は、本年3月の環境保全の計画では土木構造物の完成は2031年12月ですが、その後の躯体構築と電気機械設備工などには9～10年を予定しており、その後に実施される電気調整試験と走行試験の2年間を合計すると、早くてもリニア開業準備は2042年ということになります。JR東海に開業時期を聞きたいのであれば「2042年開業なんですか」と問いかけるべきでしょう。

あわせて、リニアが国策民営事業の矛盾を露呈していることを指摘する意見を紹介しておきます。

本年5月に開催されたシンポジウム「リニアの将来と地域の未来」～地質学・安全工学・環境科学・公共経済学からみたリニア新幹線計画の諸問題～において日大名誉教授の桜井徹氏が示したJR東海の株主総会の資料は、地域経済界や沿線住民にとって注目すべきものでした。

資料を添付しております。

資料1の「開業延期が資金調達・工事費に与える影響に関するJR東海の見解」では—資料1に書いてありますが、これは株主総会の資料ですけれども—「開業延期が資金調達・工事費に与える影響に関するJR東海の見解」では「一般論

で申し上げると、工期が伸びた期間分、東海道新幹線等から得られるキャッシュフローが蓄積されることになり、必要となる資金調達の額が減少することから、結果として財務上の負担は軽減される方向に働くと考えています。つまり、楽になりますっていうことです。

一方で、「工期が伸びたとしても全体のコストに大きな影響を及ぼすものではないと考えています。」と回答しています。

桜井氏は工期の遅れは東海にとって困ることでもないと指摘しています。

また、資料2の中で注目しておきたいのは、「開業延期のマイナス面」として東海は地域経済のことなど何も考えていないという点を地域経済界や行政は受け止めておく必要があります。

JR東海は地元経済界や住民よりも民間企業としての株主還元圧力のほうがマイナス面と見ているのです。

資料3を御覧いただくように、純資産配当率はJR東日本が2.0、JR西日本が3.0、JR九州が3.4となっているのに対し、JR東海は0.7と、JR各社だけでなく、大手私鉄と比べてもかなり低いことが示されています。このことを投資家や東京証券取引所からも毎年のように問題にされているのです。

株主や投資家は、かなり冷静にリニア中央新幹線の進捗状況を見ています。投資家から見れば、大損する前に資金を回収しようとするのは当然のことであって、今後10年間は激しいせめぎ合いになるでしょう。

JR東海がなぜこのような危ない橋を渡ってまでリニア中央新幹線工事に名乗りを上げたのか、その話は次回に譲りたいと思います。

そこで、第6次総合計画を実現する視点から伺いたいのですが、総合計画には随所にリニア中央新幹線への期待を述べて施策が展開されていますが、現実には、上記のようにリニアの完成と開業までに今から20年程度、というよりもっと先になるか、あるいは中断されるか分からない状態ですから、今後10年ほどは間違なくリニアなどない状態も想定して施策を展開しないといけないのではないかと思います。見解をお聞かせください。

JR東海の発表は、2024年3月に—ちょうど1年前かと思いますが—2027年開業は到底無理であるというふうに当時の社長が明言しております。

理由につきましては、静岡県内のトンネル工事の未着工ほか、いろいろありますけれども、以降、2025年6月の報道でもいろんな報道がされております。

そういうことを考えますと—いろんな報道っていうのは、例えばトンネル工事の遅れ、地下水の減少に伴う工事の中止、それから地下水をくみ上げる計画をしているというようなことなどでございます。

それで、私自身としても、品川一名古屋間のリニア中央新幹線工事につきましては、駅本体の開業が遅れまして、トンネル工事も全体として遅れるということがはっきりしたのではないのかという感想を持っております。

現在、リニアに関する村の一番の課題は、何といいましても長野県とJR東海

によって半の沢の砂防指定地内の40メートル高の大規模盛土が予定どおり進められ、県道築造及び盛土最上部に土砂止め堰堤構造物を施工すること、また小和田地籍へ土地改良の地盤土として計画どおりトンネル発生土を受け入れることだというふうに考えております。恐らくこの2点につきましてはリニア中央新幹線開業前に予定どおり完了するだろうというふうに見ております。

それで、リニア中央新幹線開通後の乗客の流れでございますけれども、これを北部方面に——北部といいますのは上伊那の北部でございます。当然、駅から北になります私どものところを含めてになるわけでありますけれども——北部方面につないでいくために、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会、これが活動をしております。

高森町から飯島町までのルート選定を加速する必要があるということで一致して、現道に沿った形で沿道の商業活動の活性化を図りながら、ルートをまず決めていくということに取り組むということになっております。これはリニア開業が遅れようとも一貫して進めなければならない課題だというふうに考えております。

それと、もう一つ、今進めている新しい学校を中心とした牧ヶ原地籍の整備、望岳荘及び周辺の土地利用、チャオ周辺の再整備につきましては、関係する都市計画上の整備で、リニア中央新幹線開業年を意識して整備するというより、逆に今は村の財政事業との関連でまず進めることができ一番の課題だろうというふうに思っております。

また、新たな観光の計画についても、リニアの開業で、観光客、特にインバウンド客の受皿として計画するというものではございません。

今ある観光資源を掘り起こして、どう有機的につなぐか、南信州観光公社等との連携が最も重要になるだろうというふうに一方では考えております。

それから、企業の誘致等を期待する声もあるわけありますけれども、リニアよりも三遠南信道路の開通と関連があるのでないかというふうに私は思っております。

もっとも、三遠南信自動車道も、飯喬道路の工事に毎年多額の工事費を投入しておりますけれども、工事用資材の価格上昇などで計画どおりの整備が進んでいないという報道もございます。

しかしながら、ここで申し上げるわけではないんですけど、恐らく三遠南信自動車道の整備のほうが、もしかしたら早くなるだろうということは、飯田国道事務所の所長さんのお話を総合しますと、そんな感想を持っております。

いずれにしましても、リニアの開業は10年後以降ということを考えて、施策はそのこととは別に進めていく所存であります。

(桂川 雅信) 今、村長からリニアの乗客数の話が出ましたけれども、これについては、もう一度、次回、お話をさせていただこうと思います。

3番目に移りたいと思います。

「高齢者の社会的役割を見直すとき～高齢者の社会参加は双方にとって有益

～」

最初にちょっと申し上げたいのですが、質問通告の中の冒頭で「第6次総合計画」後期計画」と記してありますけれども、内容は前期基本計画を引用しておりましたので、ここでは後期基本計画の内容として訂正いたします。

1、高齢者福祉というと、それは、長い間、高齢者に対する福祉サービスの提供という面から語られることが多く、経済成長期の老人医療費の無料化や敬老バスなどはその典型例でした。それらの福祉サービスの考え方はその後も自治体に継承されているところが多く、日本の高齢者福祉の一つの前進面を形成したものと考えます。

しかし、高度経済成長から低成長期への移行と同時に高齢者の健康寿命も向上し、元気な高齢者が多数存在するようになった今、高齢者福祉の考え方も変更すべきときに来ていると考えます。

中川村第6次総合計画後期基本計画の「高齢者の尊厳の保持と自立支援」という項目では、基本方向として「高齢者が自らの意思に基づき、有する能力に応じた、自立した質の高い生活を送ることができる村を目指します。」とあります。

また、これに対応した施策の内容には

○様々な社会活動、学校教育、地域コミュニティの活動など幅広い場面の中で、高齢者の職能の活用を促します。

○地区活動などへの高齢者の参加を促します。

○公民館活動を通じた高齢者の社会参加を促します。

とありました。

かつての高度経済成長の終焉とともに、この30年間は高齢者福祉や高齢者医療の社会的負担などから高齢者はお荷物扱いされてきました。

しかし、増大する高齢者層が健康状態を維持して長生きすることは、決してお荷物などではなく、介護や医療の負担を低減できることが最近では強調されるようになり、社会全体にとってむしろプラスに転化する方向を目指すべきであると考えられるようになっています。

ちょうど予防医療が医療費削減に効果的であるのと同様に、高齢者の社会参加は高齢者自身の生きがいを生み出し、そのことが心身の健康状態を継続させて、高齢者にとっても理想的な最期を迎えることができると考えられるようになったのです。

私の姉が82歳になる直前で亡くなりました。姉は、東京都内で半世紀近く続く混声合唱団に若くして加わり、国内のコンクールでは何度も優勝するなど熱心に活動を続け、昨年末にリーダー役を引退しました。

そして本年3月に余命1年と告げられましたが、延命治療しないことを宣言して7月30日に亡くなりました。亡くなる数日前には、パートナーと兄弟、私の孫たちにメッセージを送り、楽しい人生だったと最後を締めくくっていました。

私は、全ての高齢者が楽しい人生だったと思いながら最期を迎えるために

○教育長

は、自分が地域で、あるいは誰かの役に立っているという自己肯定感や満足感が重要だと感じています。

一方で、地域社会では現役世代の減少とともに地域を支える人材の不足が顕著になってきました。

特に介護や教育、子育てに関しては、専門職の減少や労働環境の問題などから、事業そのものを支える人材が不足し始めています。

今や高齢者の出番のときなのだと私は思うのですが、出番を待っている高齢者がいるにもかかわらず、仕組みが整わないために出番を失ったまま人生の最期を迎えてしまうという大変もったいない状況になっていると思います。

一方で、教育委員会では新しい学校づくりの中で地域に支えられる学校づくりを目指しているところです。

一昨年訪問した白川郷学園では村民学運営のためのふるさとアドバイザーが3桁の人数で組織されていると聞きました。そこに至るまでには教育委員会内に独立したオルガナイザーがいらっしゃったことを学んだとおりです。

中川村でどのような形にしても村民と子どもたちの教育の世界を結びつける仕組みづくりがどうしても必要です。ここには学校教育と社会教育の境界などありません。

この仕組みづくりは村内の高齢者の状況を把握している保健福祉課と地域人材を活用したい教育委員会が相互に情報交換しながらしかるべき組織づくりを進めるべきだと考えますが、それぞれの今後の実践的な方針を伺いたい。

ここでいう実践的なとは、既にこのような方向性や問題意識について担当課は認識しているはずですので、具体的なオルガナイザーの人選を含めて、どのようなスケジュール感や村民との接触機会をつくる計画を持って進めていらっしゃるのか、伺います。

それでは、初めに教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

今もお話がありましたが、教育委員会では新たな学校づくりプロジェクトを進めています。コンセプト、構想の一つとして地域との連携、協働を掲げております。このことについては、国型のコミュニティ・スクールの導入、そのことによって進めていきたいというふうに考えております。

具体的には、学校運営協議会を設置いたしまして、地域と学校が連携、協働して学校運営に取り組む仕組みづくりということになります。地域の皆さんや保護者の皆さんにも学校運営に参画していただく、また教育活動にも参加していただく、そんなことを目指していきたいというふうに思っております。

スケジュールについてはまだ検討中でありますけれども、新たな学校の開校前には学校運営協議会を立ち上げまして組織づくりを進めたいというふうに考えております。

そのために中心になる人材ということもあります、その検討もこれからというところになろうかというふうに思っております。

○保健福祉課長

現状としては、議員の御指摘のとおり、保護者層は、昨今、仕事に忙しい現状もございます。また、かつては60歳定年で、その後は地域の仕事をしていた年齢層も、今や定年延長などによって働き続けており、御指摘のとおり人材の確保が難しくなっていくのではないかという懸念を教育委員会も実際に持っております。

元気でいらっしゃる高齢者の皆さんの中には、どうも、今までの地域懇談会等々を含めて考えてみると、子育ても一区切りして、後は自分のことをと思っていらっしゃる方も少なからずいるかなというふうには感じておりますけれども、そういった皆さんにも村の子どもは我が子とまた捉えていただいて力を貸していただければありがたいなという思いでおります。

現在の状況は、地域の皆さんには学校支援ボランティアという形で参加していくだけなく仕組みを3校それぞれが持つて、各校の地域コーディネーターの皆さんが学校と地域との橋渡しをして参加していただいている。

教育委員会では、現在のこの取組を土台にして新たな学校の国型コミュニティ・スクールの導入を進めていきたいというふうに考えております。

今から高齢者の皆さんにも加わっていただき、活躍していただけるような取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほか、そういう組織以外のところでも、現状として見ますと、例えば8月30日に行われました恒例の信玄のろし祭り、ここでは、両小学校の4年生、そして保護者の皆さんなどに盛り上げていただき、大事な活動の場所にもなっておりますが、その取組について実行委員会を構成していただいているさんは、多くはやはり高齢者の皆さんで占められているのが現状であります。

また、その皆さんも子どもたちの活躍できる機会をつくりたいという願いを持ちまして継続して元気に活動されているというふうに承知をしております。

また、公民館の講座であります福寿学級でも運営委員会の皆さんから中学生と何かできないかという御意見もありまして、公民館が仲介して学校と相談し、今度10月に昔の暮らしについてのインタビューという企画で交流する予定であります。

こうした皆さんの活動、またこうした経験をよい経験として高齢者の皆さんにも受け止めていただけすると、さらに組織化したこれからの活動にもつながっていくだろうというふうに考えておりますので、こうした活動も大事にしながら、さらに活動が広がっていくことを期待しているところでございます。

教育委員会ではこういう方向性を持っております。今後、保健福祉課とも相談をしながら、よいやり方があればさらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

それでは保健福祉課から、まず高齢者の状況について簡単に報告をさせていただきます。

令和6年度の要介護の認定率は16.1%で、84%程度の高齢者は要介護認定を受けずに暮らしています。

それで、令和2年——2020年の調査による中川村の健康寿命——日常生活動作の自立している期間の平均になりますが——は、男性は82.5歳、女性は88.9歳で、元気な高齢者が多いということが分かります。

ちなみに、長野県の健康寿命——令和5年になりますが——男性は81.2歳、女性は84.9歳で、女性に限っていいますと8年連続で全国1位だというように言われております。

役割を持ち、社会参加し続けることが健康であるための秘訣であることが認識されておりまます。

高齢者の活躍の取組においては、御自身がお持ちの知恵や資格を生かしていくだけるよう、直接声をかけたり、実際に力を貸していただいている方もいらっしゃいます。

先ほど教育長からも高齢者の活躍について報告がありました。

公民館活動との連携は、主に健康づくりとの共同の取組で、運動の教室、体力測定への参加や福寿学級においてフレイル予防、社会参加についての話をしております。

現在、国で新たな課題と言われているのが、ボランティア——無報酬でどこまでお願いするのか、事業として継続するための仕組みづくりが課題と言われていて、これは村でも同じ状況ではないかと思います。

教育委員会や公民館、産業分野の部署など、様々な部署と対話の機会を持ちながら、事業として継続するための仕組みについても今後検討していくかと考えております。

(桂川 雅信) ちょっと時間がなくなってきましたので先へ進みます。

さきに高齢者お荷物論を紹介しましたが、私も高齢で移住した手前、村民から「高齢者の移住者なんて医療費と介護費用がかさむだけで村にとって有益ではない」という意見に遭遇して、とても気になっていました。

実際に高齢者は村にとってお荷物なのでしょうか。

高齢者お荷物論の背景には高齢者は面倒ばかりかけて役に立たないという意識が裏側にはあるのではないかと思いますが、それは高齢者の一面しか見ていないと思います。

確かに要介護老人の面倒を見るのは大変なことで、私も経験上そのことは理解できるのですが、このように高齢者を現役世代が支えるという社会は、実は我が国では新たな実験段階なのだと申し上げたいのです。

かつて私が現役時代の頃、当時の祖父母はほぼ60歳代から70歳代までに亡くなっていましたので、私の両親の世代はほとんど要介護老人の面倒を見るという経験をしておりませんでした。その両親の世代は寿命が伸びたことで80歳以上まで一般に生存できるようになり、その子である私たち戦後世代がリタイアした後も両親の生活を支えることになったのです。

かつてない高齢化社会とは、私たち日本の社会が初めて遭遇する社会であって、

その意味では社会実験の時代と考えられます。

戦後の高度経済成長を準備した人たち、経済成長の時代を支えた人たちを今度は社会がどう支えるのか、これは一個人、一家族が解決する問題ではなく、社会全体で取り組むべき問題と考えます。

介護保険制度や年金制度は、高齢化社会を社会全体で支える仕組みをつくった点で画期的なものだったと思うのですが、要は社会が、つまり国が制度としてこの2つの仕組みを最後まで維持するという決意を持つことがこの社会実験を成功させる鍵を握っているのです。

年金制度を事例にその意味を解説したいと思うんですが、高齢者は地域経済に何の役割も果たしていないと多くの方が見ていると思いますが、日本の年金制度は見事にそのような偏見を打ち破っているのです。

添付資料4を御覧ください。

この資料は、厚生労働省が各都道府県別の県民所得及び家計最終消費支出に占める年金総額の割合を算出しているという情報を得たので、私が厚労省年金局に問い合わせて送っていただいた資料です。

この表を見ていただくと、長野県内で支給されている年金総額は、対家計最終消費支出比で21.8%、対県民所得比で16.8%に達していると記しています。つまり、県内の最終消費支出の5分の1以上は高齢者の年金が支えているのです。

この結果を見て私も驚きましたが、家計最終消費支出はGDPの約5割を占め、日本経済の動向を大きく左右する要素であるだけでなく、地域循環経済の重要な指標の一つでもあります。

特に、人口が少ない今日の小規模自治体では、その割合は特に高くなっています。

つまり、高齢者の年金は役に立っていないどころか、地域経済の柱の一つになっていると言えるのです。

最近では年金制度改革や社会保障制度改革と称して現役世代と高齢者を対立させる論調が後を絶たないのですが、そもそも現役世代の負担で高齢者が生きながらえているような論理そのものが根本的に間違っているのであって、その時代の社会的富を社会的生産から離脱した高齢者に再配分し、そのことによって高齢者の生活を支えながら地域経済の柱も支えるという本質的な議論をもっと深化させるべきなのです。

その意味でいえば、年金制度改革で真っ先に取り組むべきは、高齢者の無年金者、低年金者をなくして、高齢者が誰でも安心して生活できる最低年金制度を確立すべきであって、そのことによりGDPを引上げ、地域経済の活性化を図ることも視野に入れるべきなのです。

社会的富の再配分とは現役世代の働く者のみが負担するものではないことは言うまでもないことです。

私がこの質問で申し上げたいのは、行政組織の方々が高齢者の果たす役割を社

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○地域政策課長 | <p>会的側面、経済的側面から総合的に判断していただきたいという点です。表面的な高齢者お荷物論とは一線を画し、高齢者の果たす役割について正確に再評価をしていただきたいのです。</p> <p>高齢者は社会とのつながりを求めています。地域社会に役立っているという自覚こそが高齢者が最期まで心身ともに生き抜く活力になっているのだと思います。</p> <p>政策を立案する地域政策課、高齢者福祉を担当する保健福祉課の見解を、そして村全体の高齢者の力をどう生かすのかという視点から村長の見解を伺います。</p> <p>地域政策課の立場から高齢者の果たす役割を社会的・経済的側面から総合的に判断し再評価いただきたいとの質問に対して答弁をさせていただきます。</p> <p>まず高齢者の定義ですが、一般に行政では65歳以上を高齢者としていますが、それぞれの法律で若干違っていることは御存じかと思います。</p> <p>村の高齢化率は、5年前の2020年8月1日時点で人口4,835人、高齢化率34.97%、該当する方は1,691人に対しまして、2025年——今年8月1日では人口4,572人に対して高齢化率37.07%ということになっておりまして、率で2.1%、人数はあまり多くなっておりませんが、プラス4人といった増加となっておりました。</p> <p>さて、実際に65歳以上の方が身体的、精神的に高齢者かといえば、民間では65歳までの雇用確保が4月から義務化しておりますし、65歳という区切りはあるものの、それ以降も70歳までの継続的雇用の導入が努力義務となってきております。そういうことから、議員の言う高齢者のお荷物論ということと現状は違っていると認識しております。</p> <p>特に、村の基幹産業であります農業では、2021年に行いました農業従事者へのアンケート調査で回答のあった農業従事者のうち64.4%、人数でいくとこのときのアンケートでは224人の方が65歳以上となっておりまして、議員のおっしゃるように、高齢者が生産活動及び経済活動に深く関わり、担っているということが分かっております。</p> <p>高齢者の自立支援につきましては、また保健福祉課からも見解が示されると思いますが、これまでの経験やビジネススキルは地域活動の中でも生かせることが多く、高齢者も重要な担い手であると思っております。</p> <p>後期基本計画では就労の促進の中で自分に合った働き方を選ぶことのできる村を目指すという基本方向を示しております、ハローワークとの連携や障害者や高齢者世代の就労確保などを促進するとしております。</p> <p>若い担い手を育てるこもさることながら、実際に活躍している、活躍できる高齢者を考慮した施策の検討も必要と感じております。</p> <p>保健福祉課からお答えさせていただきます。</p> <p>村における少子高齢化と高齢者のみの世帯の増加は、世代を超えた交流のない方々を多くつくり出している上に、子どもは子どもの集いとか、地区の行事も世代交代したからなど、高齢者の暮らしにおける社会参加の質は下がり続けてしまっているのではないかと考えております。</p> |
| ○村 長 | <p>役割を持ち社会参加し続けることが健康であるための秘訣であり、介護予防にもつながっていきます。支える側、支えられる側にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができる地域を目指し、様々な部署、他機関と協働して高齢者の活躍について取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>議員も御承知のとおりかと思いますが、村の総人口、年齢構成につきましては、全国平均を上回る勢いで高齢者の増加、若年層の減少が続いております。</p> <p>それで、各産業における担い手、後継者不足というものが非常に顕著になってきているという中で、村では、例えば大草城址公園の管理、村道のり面の除草、役場、文化センターの宿日直等をシルバー人材センターへ委託いたしまして、様々な場面で高齢者の皆さん支援をいただいておるところであります。</p> <p>また、もう一つ、新しい学校の特徴として、高齢者の持っている私たちにはない専門的技術、豊富な経験を教育に生かしていくということがこれからは考えられるところであります。</p> <p>農業や製造業でも経験豊富な高齢者の皆さんに御活躍いただいて、何よりもやる気を持った皆さんの方に村は支えられていると言っても過言ではございません。</p> <p>高齢者の皆さん元気に活躍されることが活気ある村づくりにもつながっていくというふうに考えておるところでございます。</p> <p>(桂川 雅信) 期待した御回答をいただきました。</p> <p>高齢者にとっても適度な緊張感が私は必要だと思っています。ただ、その人に適した柔らかな緊張感が適度に得られるような、そんな地域社会を目指していきたいと思っております。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p> <p>これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に2番 松村利宏議員。</p> <p>(松村 利宏) 私は1問を質問したいと思います。</p> <p>その前に、私は40年間安全保障に携わっていた者として、ロシアが2014年のクリミア半島侵略に続き、2022年2月24日にウクライナを侵略してから、ウクライナ戦争について述べてきました。</p> <p>令和6年6月議会では、プーチン大統領は海戦当初に示した虐待やジェノサイドから人々を保護する、ウクライナの非軍事化と非ナチス化を目指すという政治目的を修正したり変更したり縮小したりするというそぶりを見せていません、依然として力強く自らの政治目的を成し遂げるというふうにしていると分析していました。</p> <p>停戦は非常に難しいとそのときに述べました。また、戦争が長期化して多くの犠牲者が双方に出ることになれば、おのずと停戦の機運が出てくるだろうとも述べました。</p> <p>ロシアがウクライナを侵略してから3年6か月がもう経過しております。</p> |
| ○保健福祉課長 | <p>保健福祉課からお答えさせていただきます。</p> <p>村における少子高齢化と高齢者のみの世帯の増加は、世代を超えた交流のない方々を多くつくり出している上に、子どもは子どもの集いとか、地区の行事も世代交代したからなど、高齢者の暮らしにおける社会参加の質は下がり続けてしまっているのではないかと考えております。</p> |
| ○議 長 | <p>まっているのではないかと考えております。</p> |

アメリカ、イギリスの情報では、ロシア軍の負傷者は約100万人、死者数は25万人、ウクライナ軍の死者は約15万人というふうに言われております。非常に多くの犠牲者がもう既に出ております。

今年8月、トランプ大統領とプーチン大統領の会談がアラスカ米軍基地で行われ、ウクライナ戦争の停戦について議論されました。どうなるかは誰も分かりません。ただし、一旦停戦が成立したとしても、プーチン大統領がロシアの権力者である限り戦争の火種がくすぶり続けることを覚悟しなければならないということだけは言えるかと思います。

日本の教訓としては、まずウクライナを人ごとのように見るのはなく、自分のこととして捉えておく必要が日本人には必要だろうと、これまでの平和主義に徹していればよいといった甘い発想では国の安全はおぼつかない、日本においても領土に手をかけられたらその後の領土の奪回は容易ではないと、したがって、侵略されないように平素から国力の道具として外交、情報、軍事、経済を駆使して紛争の芽を摘み続けることが必要であるということが重要です。

これは国民一人一人がより理解していただくということが何より重要だということをここで述べておきます。

今後どうなるか分かりませんけれども、いろいろ皆さん一つの知識として御理解いただければというふうに思います。

では一般質問に入ります。

中川村の中長期的な分析では、人口減少は確実に発生し、解決できないと、人口減少に対応するために何が課題なのか、何を変えなければならないのかを真剣に考えて改革に対処する、現代は変動性、不確実性、複雑性、曖昧性、正解が分からぬ時代である。

何をしたいかを明確にする、やり方を設計し直す、やめることも重要な選択肢、データで把握することで検証、意思決定をしやすくするということが大事かというふうに思います。

令和6年度歳入決算額の状況は、村税が8.9%、地方交付税が43.4%であり、経常収支比率は82.3%で、村の財政硬直化基準の75%を超えており、原因を分析することが求められる。

また、財政力指数は0.028であり、1に限りなく遠いため財政に余裕がないことが明らかである。

村は過疎債を活用し事業をやりくりしているが、過疎債があるから大丈夫だという考えは脱却することが重要ではないかというふうに思います。私は過疎債に甘えているんではないかというふうに考えております。

この辺は、我々議会もそうなんですけれども、行政の方全員がやはり一度戻つてもらえばいいと思います。伊那谷の市町村でも過疎債がないところはいっぱいあります。真剣にやっぱりその辺を考えないと非常に大変なことになるんじやないかというふうに思っております。

それで、1つ目ですが、魅力的な地域をつくるためには、教育DX、医療・介護DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化、スポーツ、防災、減災、国土強靭化の強化、地域コミュニティ機能の維持、強化が考えられます。

文化、スポーツは村民が主体的に取り組むことが求められています。

村は、誰もが気軽に優れた文化芸術に触れるため、アンフォルメル中川村美術館を特色を生かした文化芸術の拠点として活用し、収蔵品を正確、適正に展示、保管することとしています。

村は、県からの補助もありましたが、多額のお金をかけ施設を改修し運用しています。

多くの住民は、文化芸術に親しみ交流する機会の創出、学校教育に活用することについて関心がない状況であります。一部関心の高い方もおられますが、私がいろんな方と話しても全く興味がないし、関心もないというのが実態かと思います。

学校教育においてもこれから継続していくっていうのは非常にハードルが高いんじゃないいかというふうに思います。実際、やっておられてもなかなか難しいところも出てくるかと思います。

村の文化施設においてお金をかけないで運用し効果を得ることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

村の文化施設の在り方ということで、アンフォルメル中川村美術館についてお尋ねということでございます。

アンフォルメル中川村美術館につきましては、もう皆様御存じだと思いますけれども、平成5年――1993年に開館しまして、今年で32年目を迎えていると、そういう美術館でございます。

パンフレットにはこのように紹介をさせていただいています。

中央アルプスを望み、眼下に天竜川が流れる、雄大な伊那谷を一望する天空の森、鬼才の建築家毛綱毅曠の異形の美術館が悠然とたたずんでいます、炸裂する色と形が目に飛び込み、度肝を抜かれます、ユニークな展示室では20世紀半ばに新しい美術の端緒を開いたアーティストたちの挑戦的な作品の数々に出会うことができますというような紹介であります。

希有な美術館には間違いないということでありまして、アンフォルメルという一つの特徴を持っておるわけですけれども、30年以上、村として保有し維持してきたっていうこと、このことは、様々な皆様の御努力によってここまで継続しているという点では私も敬意を払うものでございます。

これからどうしていくのか、今、議員から御指摘のあったような財政的な背景も含めて、どうしていくのかということが問われているというふうに今受け止めさせていただきました。

現在につきましては、指定管理制度を利用して管理組合へ管理委託しているという運営をしております。委託費のほかに、施設の修繕費などは村の負担と

なっておりますが、運営については管理組合が委託費の中で作家を招聘し企画展を開催するなどの事業を行っております。

確かに、令和4年度には大規模な修繕を実施いたしました。アンフォルメル中川村美術館についての大規模な修繕については、一応、一旦終了という形で今はおります。

30周年の企画展の準備金や3年間の長野県元気づくり支援金などの活用を行うなどして県内外の作家をお招きし、大きく企画展を実施してきて、美術館としての価値っていうのは、確かに村の外向けといいますか、村外に向けてはかなり価値が高まっているというふうに教育委員会としては評価をしているところであります。

令和7年度からは委託費のみの運営ということになっておりまして、これから美術館としてということになりますと、一つの課題とすると収蔵庫をどうするかっていうこともありますけれども、当面のところについては委託費のみで運営していくという現状になっております。

作家の選択については管理組合に一任しまして、委託費の中で対応できる方を選んでもらうようにしております。

有名な作家を招聘して企画展を開催するのは確かに費用もかかりますので、実際のところは、有名な作家で入館者数を増やすというよりは、地元の作家を中心に企画展を行うということを進めておりまして、そういう点では村も含めた地元の皆さんに知っていただくことと、できるだけお金をかけないで企画展を進めていくという立場でございます。

小規模な村で美術館を保有しているというところは非常に少ないものですから、中川村においてもこれからのところが当たり前に維持できるかどうかっていうことは課題に上がってくるところだとは思っております。

ただ、教育委員会としましては、こうして経費を抑えながら、希有な建築家による建築物でもありますし、アンフォルメルという独自な意味を持った美術館でありますので、ぜひ維持していくべきだということは考えております。

また、村の皆さんに対する認知度とかをもう少し高めていく必要があるという御指摘もあると思いますが、学校については、これまで企画展に合わせて植物文字でコラボをしたりとか、稻わらを使う作品に小学校の稻作で作った稻のわらを提供して交流しながらやるとか、そういう学校との連携っていうのも毎年何がしかで進めてやっておりますので、こうした村民の皆さんがもう少し身近に感じられるようなものをさらに進めまして、必要性といいますか、価値を総合的に高めていければなというふうには考えております。

(松村 利宏) 私も2年ほど安曇野市で勤務していましたが、安曇野市もこのように施設はたくさんあります、それぞれ行ってきました。

それぞれのところは、基本的に安曇野市出身の方の作品がほとんど、多いんですね。それで、それに基にそういうところを造っているという状況であります。

それで、それに基づいて、いろんな地元の人とか、有名な人のもたまに借りてきてやるということで、かなりお客様が多いですね。

それで、こういう小さな村でやるっていうのはなかなか難しいとは思うんですけれども、地元の人たちの作品っていうのはなかなか難しいとは思うんですけれども、いろいろやっているおられる方もたくさんおられるんで、その辺のところもしっかりとやっていただけて、関心を集めさせていただけるようにしていただければというふうに思います。

じゃ次に参ります。

村の伝統芸能・芸術、それから祭りなどは伝承されており、村の歴史やかつての人々の暮らしを示し、今に残す重要な資料でもあります。

さらに、村発祥の産業で村民の記憶から消えかけていることについても適正に保護、保存し、次の世代へその価値を伝え継承する取組が求められています。

歴史民俗資料館は、中川村の歴史の資料を収蔵することにより住民が地域の歴史や民族を学ぶ場を提供する、さらに各種イベントを開催することにより中川村の歴史を深掘りすることができます。

現在、歴史民俗資料館は増設工事を実施し——既に終わっておりますが、民族、考古、歴史の資料収蔵の増加、各種イベント開催ができるようになる予定であります。

また、歴史民俗資料館は様々な時代の人々の生活を村内外の方に知らしめることが必要です。

歴史民俗資料館はリニューアルオープンを11月にやる予定で、平日、土曜日に開館する予定であるというふうに聞いております。

村民の学びと参加の促進としての学校や団体の連携による教育プログラムの展開、村民が展開できるイベントやワークショップの企画、村民の生活史や記憶を収集、展示する取組、村外への情報発信として村外の来館者に向けた展示の工夫、SNSやオンライン展示による広報活動が必要だと思慮します。

歴史民俗資料館の役割と今後の展開としては、村の歴史を深掘りする場としての位置づけ、村民の誇りや郷土愛を育む文化拠点としての意義があります。

このため、知名度の高い歴史資料を収蔵することにより村内外の多くの方に悠久の歴史、文化、豊かで美しい自然環境を知っていただき、郷土を愛し、誇りに思えるようにすることが必要だと思います。

中川村が養命酒発祥の地であることは地域の誇りであり、歴史的・文化的資産です。養命酒は国民に知られており、製造に使われていた資材、機材を展示することで中川村を村内外に向けてPRすることができます。

中川村には養命酒の工場跡地、記念碑、製造に使用された資材、機材が存在しており、歴史的背景を伝える展示が可能です。村のブランド力向上として養命酒発祥の地としての知名度を高めることで観光資源としての価値が向上し、村の特産品や文化と連携したイベントも展開可能だというふうに思います。

○教育長

歴史民俗資料館との連携として造成中の歴史民俗資料館に養命酒関連の展示コーナーを設けることで来館者の関心を引きやすくなる、村民の生活史や健康、文化と結びつけた展示は教育効果も高いというふうに言えます。

地道な努力により約400年前から現在も続いている歴史があることを村内外の方に知らしめることで、学校教育では地道な努力を積み重ねれば花が咲くことを学んでもらうことが必要だというふうに思慮します。

これは何回も私が一般質問のときに言っていますが、鹿児島に私は2年間いたんですが、中川村と言っても何にも分かりませんでした。養命酒と言ったらほぼ全員が分かってくれました。ただし、長野県はどこかっていうのは説明しないと分かりませんでしたけれども、養命酒っていう言葉を出しただけで、もう知名度は完全に上がりましたんで、そういう視点のところがやっぱり必要だというふうに思います。そういう観点でお願いします。

私も外の方に、特に県外の方に中川村を紹介するときは養命酒の発祥地ということを言わせていただくと分かる部分がありますので、今のお話には共感をさせていただきます。

歴史民俗資料館についてのお尋ねでございます。

これも、財政上のということの中で、議会のほうにもお認めいただいて、歴史民俗資料館の新築・改修工事が終了いたしました。今お話がありましたように、11月にはリニューアルオープンを迎える予定であります。

できていく過程では私もちよつとどきどきしながら、出来上がったものを見てさらにわくわくして迎えておるわけですけれども、新たな歴史民俗資料館のコンセプト——これから運営が大事だと思っておりますが——コンセプトを中川村の暮らしを感じる資料館、見て、触れて、発見する、こうしたコンセプトでこれから運営展開をしていきたいというふうに考えておりまし、現在、展示の準備を進めているところでございます。

このコンセプトを生かせるように資料の展示準備を進めておりますが、中川村の歴史は、議員の御指摘のように、大変幅広く、全てを紹介するにはやっぱりスペースに限りがあるという状況もございます。

縄文時代から弥生時代にかけての苅谷原遺跡であるとか、船山城址や大草城址、六万部古墳や理兵衛堤防など、村には紹介したいこうした遺跡や文化財等々がたくさんございます。展示スペースを有効に使いながら、できるだけ村の特色を示していくような展示を進めたいと思っております。

そんな中で、今御指摘のありました養命酒について、これは誰もが知る、中川村が発祥の地であるということでございますが、教育委員会としましても、養命酒も展示をしなければいけない村にとっての大歴史の一つであるというふうに認識しております。

かつては、養命酒製造の本社は中川村にあり、製造工場も北組地区にありましたが、現在は、御承知のとおり、工場も移転しまして、本社跡地には発祥の地の

碑を残すのみという、ある種、村民にとってはちょっと悲しい現状にはなっております。

令和5年度には養命酒製造の蔵を移設することとなりまして、教育委員会としましても蔵を訪れまして養命酒と中川村の歴史にかかる資料を選定し、寄贈いただいております。

リニューアルオープンする展示室には養命酒に関する展示コーナーも——そこで全てをし切るっていうことはなかなか難しいわけですけれども——そうしたコーナーを設けて展示していく予定であります。

ですので、それも大事な村の歴史として展示をさせていただきたいというふうに思います。

また、中川村の歴史を紹介しつつ、後世には村の歴史を伝えていくように、こうしたコンセプトに基づいた展開をしていきたいというふうに思っております。

こうして完成を迎えましたので、また皆様の御意見も伺いながら、村民の皆さんや村の外の皆さんにも親しんでもらえる歴民館の運用をこれからさらに検討して進めていきたいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 小さなながらもコーナーをつくっていただけるということですんで、非常に期待しておりますんで、ぜひお願いします。

なお、あそこの倉庫にありましたいろんな資材を一応個人的にちょっと保管しておりまして、そういう資材も——今後使えるかどうか分かりませんが——含めて、今後、小中学校が統廃合されたときには、小学校跡地とか、そういうところにも置ける場所があれば、そういう検討をしていかなければ——どういうのを展示するかっていうのはまたちょっと考えなきゃいけないところがありますが——当然お金をかけないようにやっていければというふうに思いますんで、そのときはまた御協力をいただいてやれればと思います。

それが可能かどうかっていうのは別の話なんで、そういうものちょっと加味していただければというふうに思います。

じゃ次に参ります。

中学3年生の修学旅行の1人の負担額は8万6,623円で、村の補助、これは貸切りバス代ですが、1万8,957円をのぞいて6万7,660円かかっています。

中川町への中学生交流事業補助金は、令和4年度で315万円、これは30人で70%の補助、令和5年度が462万円、40人で、これも70%の補助っていうふうに聞いております。

修学旅行への補助率は約21%になります。

これは、修学旅行と交流事業のプライオリティーについてはどのようにお考えでしょうか。

修学旅行と中川町の交流事業のプライオリティー——優先度についてのお尋ねでございます。

まず、北海道中川町への交流団の派遣と修学旅行、それぞれ目的がやはり違う

○教育長

ということをまずは申し上げておきたいというふうに思っております。

交流団の派遣は、御承知のように村の事業で、交流とともに、ふだん経験できない北海道という風土や人、そうしたものとの出会いの中で子どもたちの経験を広げていくということが大きな意味になっております。

また、修学旅行は、こうした旅行を通して学校での学びを修めていくということで、これも現地で学んで知識を得ることが主な目的であるということで、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられているものでございます。

そういう観点からしますと、私どもとしますと、プライオリティーを問われた場合、どちらを優先して考えるということはなかなか難しいかなというふうには思っております。

○2 番 (松村 利宏) これは、やはり修学旅行の場合は、家族——お父さんお母さんとかに負担がかかるわけですよね。それで、これを、後は村としてどうするのかを考えなきゃいけないと思うんですよね。

それで、村として、やっぱり修学旅行に100%出してもいいわけですよ。

それで、北海道の研修旅行、それはやったほうがいいと私は思いますよ、思いますよ。しかし、70%も出す必要があるのかどうか、本当に出せるのかどうか、今後も出していいのかどうか、継続性はあるのかどうか、しっかり考えなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと思います。

必要性としては、子どもたちも喜ぶし、できたほうが、それはいいに決まっています。しかし、そういう時代ではないんだろうと、もう考えていいかなきゃいけないと。

さっき最初に述べました、ちょっと甘えているところがいっぱいあるんじゃないかなと。疎債をほかの市町村がみんなどう言っていると思いますか。中川村は過疎債があるからいいよねと、全部言っていますよ。

それで、それはちょっと、なくなったときも——これは実際にいつなくなるかも分かりません。

それで、そういうケース査定もしっかりとやりながら一個一個の事業を——やめろとは言っていません。負担率をどこまで減らすかとか、どこにどうするかということを聞いていますんで、そういう視点で、どうでしょうか。

○村 長 保護者の負担軽減、これもお話をあったわけありますけれども、修学旅行の自己負担額を抑えるためにバス代に加えて宿泊料を村が負担するなどの方法も考えられるということで、これは教育長が今お答えになる予定だったんですけど、ちょっと私もそんな考え方を持ってはおります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、修学旅行っていうのは、学ぶべきところの歴史ですか、そういう中で歴史のあるところに行って、経験、学を修める、知る、そういうことが目的であって、何といいますか、私たちも行きましたけど、奈良ですよね、奈良に行って、奈良時代、あそこに都ができたときに時代と、そういう

たものを象徴する寺社仏閣といいますか、そういうものを見ていく、それで、京都は京都で、同じように、またこれは時代が違うわけでありますけれども、そういうことをやってきたところであります。

ですから、修学旅行についてはそれなりの目的ということと、北海道中川町との交流といいますか、そういう一貫の中で私が思うのは、時代背景も違いますけれども、かつては、若者の海外留学とか、あるいは一般の人たちも海外旅行を経験するというような授業もやってきたわけであります。

それで、今若い人に求められることっていうのは、今は、中川村とか、そういう単位ではなくて——北海道というのは非常に広いですから、気候も違います。そういうところを見てくるっていうことは非常にいいことだし——それには、もちろん北海道に行くことでお金もかかるわけであります。交通費といいますか、これも非常に高いものがあるわけですが、これは、将来のことを考えていたときにはお金には代えられないという立場で私は今お金をつけているところであります。

負担についての在り方については十分考えていかなければいけないと思ってはおりますけれども、そういう意味の違いをぜひ御理解いただきたいということです。

それから、過疎債については、直接的なお尋ねではないと思いますが、現在の法律によりますと、令和7年度も含めて、これから6年の時限立法です。ただ、この時限立法もこれですぐに切れるかどうかっていうことは別でありますけれども、そういう中でやっていることと、過疎地域が自立していく、それを助けるための過疎債だというふうに理解をしていただきたい。

それで、いつまでもこれに甘んじているわけではありませんけれども、私どもの村っていうのは、見ていただいたとおり、インフラに関しても——インフラ、特に道路、非常に広大で、山間地も多い、こういったところと、極端な比較を申してはいけませんけれども、例えば非常に若い人が多い南箕輪村、こういったところとの差はやはり歴然としているわけあります、こういったところにやはり有利な起債を使う——有利な起債と申し上げても、決算特別委員会の中でもお話をあろうかと思いますけれども、今現在、この起債っていうものは非常に——過疎債ですけど、野放図——野放図っていう言い方はありませんが、非常に制限されております。

国の全体の過疎債でもって、起債で応援する、許可して応援する財源、これまでの過疎債の場合には、地方交付税でもって——国は交付金という形でよくすわけですけど、この7割は補填していただけるっていうことになっていますが、こここのところの一つを取っても、やはり、枠がもう完全にあるわけではありません。それと、村もこれが将来にわたってあるとは思っておりませんので、そういう中で、効果的な投資、それからどこにやっていくかっていうことは全体で考えなければいけない、こんなふうに思っておるところであります。

| | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○2 番 | <p>したがいまして、今申し上げたとおり、修学旅行の助成については見直しをやっぱり考えなければならないんですけど、中川町への——中学生の時代に北海道という広いところを見てくる、これは十分に意義のあることだと私は思ております。</p> <p>(松村 利宏) 私は必要性を全く否定してはおりません。ただ、70%負担する必要があるのかどうか、それから希望者だけでもいいのではないかという視点まで含めて、やはり、これは事業としてしっかりと——修学旅行はそういうわけにはいかないんで、検討する必要があるだろうと。必要性があるからといって、そこは、可能性のところはしっかりと議論していただきたいというふうに思います。次へ行きます。</p> <p>地域コミュニティ機能の維持、強化は、急激な人口減少、近所付き合いや自治会活動などへ関わる意識が変わりつつある中、持続可能な形で地域コミュニティを維持することが求められています。目標は快適な暮らしもいいのではないかというふうに思います。</p> <p>そこで、地域コミュニティ機能の維持、強化は、急激な人口減少や価値観の変化に対応したコミュニティの再構築、快適な暮らしを目標とした村づくりの方向性、地区ごとの将来像を行政と村民が協働で検討する場の創設が必要だというふうに思慮します。</p> <p>これは、今、地区をいろいろ回ってみると、地区をどうしていくかっていうのはなかなか難しい状況になっています。そういう観点で——地区の統合っていうわけにはいかないのかもしれませんけど——行政と、それから地区の方がしっかりと検討していくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>地域コミュニティ機能の維持、強化につきましては、急激な人口減少と、価値観っていいますか、そういうことの変化に対応した再構築が必要だらうということはみんな思っているところでございます。</p> <p>ただ、直ちに新たな組織や会議体、こういったものを増やしていくっていうことは、住民負担や重複を招きかねませんので、現時点では、やはり時期尚早だろうなというふうに思います。</p> <p>まず、既存の総代会を中心、情報共有ですか課題の整理、こういったことを行いまして、年齢や働き方にかかわらず誰もが無理なく参加でき、安心、便利、楽しさを実感できる——議員が言われるところの快適な暮らしのことだと思います。これを目標とする村づくりを段階的に進めているというところでございます。</p> <p>(松村 利宏) 総代会を主体にやっていただくなっていうのは、私もそこはそのとおりだというふうに思います。</p> <p>そこで、やはり、そうはいっても、総代は毎年替わりますから、まとめていくつていってもなかなか難しいかと思いますので、そういうところを今後どうやっていくかっていうのをまた検討していただければというふうに思います。人口が急</p> | <p>激に減っている地区も相当数ありますので、その辺も含めて検討していっていただければというふうに思います。</p> <p>次へ行きます。</p> <p>地域内外の交流の促進、関係人口の拡大は、都市部との農産物交流、村内のイチゴ、サクランボ、桃、梨、リンゴ、ブドウ、南信州レモン、ブルーベリーなどの販売によるリピーター、6次製品によるふるさと納税の協力者、望岳荘利用者、キャンプ場利用者、銀河ドームの利用者、ブッポウソウ観察者、中川村を訪れる皆さん、全てが必要だというふうに思います。</p> <p>関係人口を生かした集落機能を担うための人材確保は、それぞれ、村内外の人々と関わっている方の方向性を一致させることが必要だと思慮します。このため、行政とこれらの人々の意見交換をすることが必要だと思慮します。</p> <p>地域では、荒廃農地の拡大や河川、道路などの木などの植生の増加、里山の荒廃など、村の環境悪化が拡大しています。このため、荒廃農地の拡大、河川、道路などの木の増加、里山の荒廃などについて適切に対応し、持続可能で快適な生活環境を実現するための村づくりの取組、地域に負担をかけないで地域の協力者——個人とか企業を増やせるように考えることが必要だというふうに思慮します。</p> <p>集落機能の維持、活性化を図るために、幅広い世代の関わりを通じた地域の伝統行事や文化の継承、若者や移住者の活躍できる地域コミュニティ活動への支援、広報を行うというふうにしておりますが、この地区っていうか、中川村だけではないんですけども、松川町、飯島町も含めた御柱祭への参加者は移住者、関係人口を含めて集客することが必要だというふうに思慮します。</p> <p>要するに、歴史あるものをしっかりとやっていくために、そういうところまで含めて歴史、文化を継続していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>まず、村は、移住者ですか関係人口を地域の継続的な担い手の候補として、例えば美しい村応援団員や地域おこし協力隊、ふるさと納税者など、幅広い入り口を設けながら段階的に地域参画につなげる取組をしているところであります。</p> <p>今後、集落機能の維持については、村内外の関係者の方向性を村の考え方と並みをそろえて推進していきたい、こういうことを考えておるわけでありますと具体的な進め方を今後研究してまいります。</p> <p>こういった人材確保に当たりましては、まず各集落の課題の洗い出しを第一に考えなければなりません。行政の現状と制約を明らかにした上で、地域とともに協働で整理する場を確保するとともに、可能な限り地域の負担増にならないよう配慮をしていきたいというふうに思います。</p> <p>それから、地域課題の解決についてでありますけれども、関心を持っていただける方は潜在的に非常に多いんではないかというふうに考えています。</p> <p>村は日本で最も美しい村連合に加盟しております、連合の正会員企業との接点の強化もこれからますます進めていかなければならぬだらうというふうに</p> |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | | |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>思っております。</p> <p>具体的な検討は今後になりますけれども、例えば企業の新人研修ですとかの受入れ、それから社員ボランティア、専門人材による助言、活動の機会を設け、地域関係者とフラットに意見交換できる場づくりを今後は研究していきたい、これが1つであります。</p> <p>社員の皆さんに村との接点を設け、継続関与の動線を整えることで地域の課題解決に資する知見の還元にこれがうまくつなげられればなというふうに考えているところであります。</p> <p>地域と行政が対話を重ね、方向性の一致と役割分担を明確にしながら集落機能の維持に今後取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>それから、御柱祭でありますけれども、これは、主催される地域の氏子といいますか、崇敬者の皆様に加え、移住者、関係人口を含めて、多くの人が集まれば、主催する地域住民、すなわち地域を挙げての行事をつかさどる人たちとの交流が生まれるだろうというふうに思います。</p> <p>宗教儀式としての面がありますけれども、例えば村の観光協会が窓口になって両者を結びつけることができれば次にどんな展開になるかという——議員がおっしゃったようなこともされることながら——ちょっとわくわく感もあるわけであります。今後は主催者と接点を持っていきたいということであります。</p> <p>それで、御柱祭の規模から考えまして——実は御射山神社は、片桐、葛島、上片桐、飯島町七久保と、こういう大きなところの集まりで、非常に大きなお祭りになってきて、ほかの地域という言い方はありませんが、が入ってくるもんですから、ちょっとどうかなという感じは持っておりますし、規模から考えますと、コンパクトでありながら多彩な踊りもやっている北組の上宮外縣神社の御柱祭をうまく結びつけることによって面白いことが起きるかもしれない、こんなようなことを今思っております。</p> |
| ○2 番 | | <p>(松村 利宏) 今、まさに企業の方とか個人の方を含めて中川村に关心を持つもらうっていう観点では、実はブッポウソウっていう鳥が来いろいろやっておるわけですけれども、既に2社が協力いただいているんなどをやっております。やはり、ブッポウソウっていうアジアから飛んでくる鳥ですから、その絶滅危惧種のところをやっていることによって关心を持っていただいたということになっております。</p> <p>そういう観点で、今答弁いただいたとおり、いろんなところを、しっかりと村のいいところを理解していただくということが今後も継続していただけることになるかと思いますんで、しっかりとまたその辺をやっていただければというふうに思います。</p> <p>次へ行きます。</p> <p>村は、空き家の活用を図るため、担当職員を配置し現況を把握、問題点を把握する計画であります。</p> |
| | ○村 長 | <p>地区の空き家は土地と建物の所有者が異なる物件が多数あり、建物、敷地内の荒廃、これは、建物内に明かりが見えるということで、近所の方が非常に危惧しております。それで、いろんなところでそういう話も聞いておりますので、この辺について今後どのようにできるかというか、考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>明かりが見えるっていうのは、人がいるはずのない空き家に（松村議員「そうです」と呼ぶ）電気なりがともっている。</p> <p>これについては、ちょっと私が御質問を見たときには屋根が朽ちて天井には空が見えるというようなふうに取ったもんですから、ちょっとお答えがあれでけれども、空き家を見ましても、村の場合には所有者がいますので、その方がまたま帰って見て電気が通じている、あるいはランタンをつけてということはないでしょうから、電気が通電していたんでということで心配をされたということかと思います。</p> <p>ちょっと少し視点が違うところでのお答えになるかと思いますが、荒廃が進んでいる空き家の状況としましては、土地と建物の所有者が異なっております。こういうことが多数あるというのは御指摘のとおりでもあります、権利関係の複雑さから荒廃が進んでしまったのも一因と考えております。</p> <p>この7月から建設環境課環境係に空き家の調査、活用を図る地域おこし協力隊員が配置されました。調査の中では、このような管理関係についても可能な限り調査を行い、空き家の実態について明らかにし、対応を検討してまいる考え方であります。</p> |
| ○2 番 | | <p>(松村 利宏) いろいろのケースが出てくるかと思いますんで、現況をしっかりと把握していただいて事業を進めていただければというふうに思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>地方に仕事をつくるためには、中小・中堅企業DX、スマート農業・食品産業・観光DX、信州大学を核としたイノベーション創出などが考えられます。</p> <p>村の地域資源である多くの緑、きれいな水、雄大な景色や個性豊かな商工業者などを基盤に、地域全体を居心地のよい商空間と捉えたグランドレベルデザインが求められています。</p> <p>その上で、三遠南信自動車道の開通により物流に変革がもたらされることが期待されます。</p> <p>地方回帰への関心の高まりとともに、ビジネスを取り巻く環境は今後ますます変動していくことが予想されます。</p> <p>当初目標として三遠南信自動車道開通による村への効果を最大化できるように準備し、その成果をリニア開通に生かしていくことが必要というふうに思います。</p> <p>リニアより多分三遠南信自動車道のほうが先になるだろうと私も思っておりますんで、そういう観点でいかがでしょうか。</p> |
| | ○村 長 | <p>三遠南信自動車道の全線開通の見通しつていうのは明確には示されておりませ</p> |

| | | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○村 長 | <p>んが、10年以上先との見解になります。</p> <p>一方、リニアにつきましては、品川一名古屋間は2034年以降との見通しが公表されております。</p> <p>5番議員の御質問にもお答えしたとおり、リニアの開通のほうが遅くなる、三遠南信自動車道のほうが早いだろうというふうなことも思っておりますし、その根拠は、何度も言いますが、はっきりは言いませんが、飯田国道事務所長さんの見方、見解、これから進め方を総合しますと、そのような結果になるということございます。</p> <p>それで、第6次総合計画の後期基本計画では、「地域の特性を活かした商工業地域づくりの推進」の中で村の目指す基本的な方向は「地域の魅力を活かし、商工業者と連携し、地域全体で一体的な商空間づくりを目指します。」というふうにしております。</p> <p>商工業、観光や働く環境につきましては、都市圏との往来距離の短縮に大きく影響いたしますので、取り巻く環境は大きく変化するものと認識をしております。それに対する準備は大変重要であるというふうに考えます。</p> <p>御質問の三遠南信自動車道開通に関する準備等々、その成果の活用につきましては、働く環境の変化を踏まえた上で、関係人口、交流人口を超えた二地域居住旨等の推進も見据えて検討していく必要があるというふうに思います。</p> <p>今後、立地適正化計画策定、都市計画マスタープランの改定に向けた検討をしていく予定になっておりますけれども、商工業者の皆さんに対する事業の継承や新分野への事業転換を図る事業者への支援を行いつつ、チャオ、チャオ周辺の居心地のよい商空間づくりを視野に入れた検討をこれから行ってまいります。</p> <p>(松村 利宏) 立地適正化計画は今後進められると思いますんで、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>次へ行きます。</p> <p>中川村は、中央アルプス、南アルプスの眺望、四季折々の花々、新緑、紅葉、雪景色、天竜川、小渋川、前沢川、四徳川などの清流、米、そば、各種果物、温暖な気候、家庭菜園など、快適な暮らしることができます。</p> <p>チャオ及びチャオ周辺の活性化、望岳荘の将来体制、中小一貫校周辺、特に二地域居住の在り方、陣馬形山キャンプ場の在り方、目的、目標を明確に定め、初動投資を回収でき、村の負担がないようにしなければなりません。このため、民間の力を活用することが必要であります。企業が村に進出したくなるような取組が求められますが、どうでしょうか。</p> <p>これは、やはり村が投資したら、それは回収が基本的にできなければその事業は失敗だというふうに私は思いますので、そういう観点で民間の企業がどんどん村に進出したくなるような取組をという観点でお願いします。</p> <p>一例としまして、新たな小中学校といいますか、新たな学校が令和13年度を目標に開校するように準備を進めておるわけでございますが、東西小学校が廃校と</p> | <p>なってまいります。</p> <p>それで、廃校後の小学校の跡地利用をどうするかは、当然、府内でも検討を進める対象になるわけでございまして、この中で、民間のアイデアを聞き、活用策を収集する、このために8月22日に東西小学校の廃校後利用サウンディング型市場調査の現地見学会を開催いたしました。</p> <p>当日の参加企業は1社のみでございましたが、11月には、サウンディング、これは対話と訳される場面もあるようありますが、対話の実施を行う予定でございます。終了後も必要に応じて追加のサウンディング調査やアンケートを行ないながら活用策についての民間企業のアイデア等をお聞きし、民間活用を視野に入れ取組を進めてまいりたいというのが1つでございます。</p> <p>村内で大規模な敷地面積を確保できる場所は限られています。それで、企業進出につながる取組も検討していきたいと思います。</p> <p>つまり、大規模な製造場、あるいは大きな倉庫みたいなものは、当然、道路、交通の要所といいますか、近くにそういった物流に近い、何ていいますか、インターチェンジがあるとか、そういうことになってくるわけでありますけれども、もう少し規模感が小さくても見合った企業、こういったことも、呼んでこられる可能性があろうかと思いますので、いろんな意味で検討していきたいということでございます。</p> <p>○2 番 (松村 利宏) 中川村の地形、それから特性、それから考え方、第6次総合計画にある考え方、これに合致した企業であれば、今答弁いただいたようにどんどん声をかけていったほうがいいんだろうと思いますんで、そういう観点でさらに進めていただければというふうに思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>伊那田島駅周辺は、中央アルプス、南アルプス、陣馬形山の眺望、西原のブドウ、リンゴなどの価値、高校の存在、電車利用が可能であり、快適な暮らし期待できます。</p> <p>JR飯田線は、愛知県豊橋駅から辰野駅まで94駅、約8時間の山岳路線であり、アイヌ出身の技術者川村カ子トが測量を行い、夢とロマンがある路線であります。</p> <p>また、伊那田島駅は海拔635メートル、スカイツリーの高さ634メートルとほぼ同じであり、国内外にPRできることもあるかなというふうに思います。</p> <p>電車により中川村を満喫できる窓口として飯田市のリニア駅からJR飯田線により中川村にアクセスできることを考えていくことが必要だというふうに思慮します。</p> <p>これも、やはり企業に来ていただけるような考え方を持っておく必要があるかと思います。</p> <p>市田駅から飯島駅の間で高校に最も近い——上片桐駅もありますけれども——伊那谷の駅なんですよ。私の家から歩いていける唯一の高校は、あそこ、今の松</p> |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川高校なんですよね。歩いていける高校があるんですよ。そういうこともしっかりと考へて、あの辺の開発も——開発っていうわけじゃないですよ、今のところを利用した観点で考へていく必要があるだろうというふうに思います。いかがでしょうか。 | ○議長 | どうもありがとうございました。 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。 |
| ○村長 松川高校につきましては、今、高校再編の話が——話といいますか、上伊那でも出でおりますけれども、もう既に、小諸高校だと思いますが、これはもう再編して新しく出発しています。 | ○議長 | ここで暫時休憩とします。再開は午後3時15分とします。 [午後2時58分 休憩] |
| 飯田・下伊那地域にある中川村に一番近い高校っていいますと松川高校であります。 | ○6番 | [午後3時15分 再開] 会議を再開します。 |
| 松川高校の募集定員等をめぐっては、かなり数が減ってきておるところも事実でありますけれども、こういう中で、中川村から通う子どもも多くいますので、これをぜひ特色ある学校として残してほしいという動きも中部伊那の関係の町村長の間では議論が始まっていますし、実際に松川町は県教育委員会、県知事に直接要望を伝える運動もやっておりまますので、存続の方向では、やはり当然、私どもも一緒に加わっていきたいというふうに考えております。 | ○6番 | (山崎 啓造) 休憩前に引き続き、大変厳しい睡魔に襲われる時間帯ですが、本日最後でございますので、辛抱いただいて、お付き合いをいただければと思います。 |
| それで、総合計画の後期基本計画の「交通ネットワークの維持・形成」に記載されているとおりであります、高速交通網の整備などにより、交通ネットワークは大きく変化することが予想されております。 | ○6番 | 第27回参議院議員選挙は、先般投開票され、自民、公明、両党は大負けし、過半数を割り込みました。衆議院に続き参議院でも少数与党に転落したことで、一層の政権弱体化が避けられない状況が続いておりました。 |
| 2次交通や3次交通の在り方について今後は検討していく必要があります。 | ○6番 | 首相は、国民の厳しい判断をいただいた、痛恨の極みだと発言しました。そして、丁寧に他党との議論を深め、赤心報国の思いで国政に当たると強調し、党派を超えた協議を呼びかけ結論を得たいと言及したと新聞報道で知りました。 |
| 中川村で申します交通ネットワークは巡回バスやチョイソコなかがわを指すことになります。 | ○6番 | そんな現状の中、自民党内では総裁の責任論問題が盛んに取り沙汰されています。退陣を語る前に考えなければならないことがあると思いますが、どうであったでしょうか。 |
| 今後、新たな小中一貫校——新校ができた際には、巡回バスに混乗——混ぜて乗っていただいて乗り合わせるスクールバス、こういったものの検討ですとか、ダイヤの改正等も十分予想されます。村の交通ネットワークの再構築が今後は必要になってくると思います。 | ○6番 | 大敗せざるを得なかった原因は何だったのか。思い起こしてみると、桜、森友、統一教会、若手青年局のハレンチパーティー、大臣の失言、失言議員、とりわけ政治と金の問題をうやむやにしたまま今日に至っています。 |
| それで、道路整備については、後期基本計画のとおり、拠点をつなぐ交通ネットワークの構築に必要な道路整備を行っていくことというふうに考えます。 | ○6番 | 国民は石破政権にノーを突きつけたわけではなく、いまだに様々な問題を引きずり、国民に納得のいく結論を出さない旧態依然とした古い政党に投票をしなかつただけ、裏金議員が中心となって総理を引きずり降ろそうというのは筋違いと言わざるを得ません。 |
| 先になりますけれども、リニア中央新幹線を利用して長野県駅で降りられ、そういうお客様がこちらの方面に来るというときに、JR飯田線に乗り換えて伊那田島駅で下車して村を巡るというのは、現状の飯田線の速度ですか列車本数から考えて、ちょっと想像するのは難しいというのが考え方です。 | ○6番 | 多党化到来の時代は、野党と丁寧に議論を重ねて政権運営を進めてきた姿勢は評価できると自分は感じます。 |
| それで、観光巡りについていいますと、恐らくレンタカーを使うことになるだろうというふうに思っております。ビジネスで来られた方もしかりでありますので、結局、村の今の交通体系とうまく抱き合わせるっていうか、リンクさせながら、どういうふうにしたらそういう皆さんが訪れやすくなり、あるいは交通の利便性も図れるか、そういうことをやはり村としては今後いろんなところで考へいく必要があると、こんなふうに考えております。 | ○6番 | 何よりも、国民が政治に関心を持ち、政治の流れが目に見えたことは意義深いものではなかったかと思います。 |
| (松村 利宏) 以上で終わります。 | | 不可解な見えにくい党内融和ではなく、党内議員の顔色をうかがうのではなく、党内野党と言わながらも自身が語ってきたとおり勇気と真心をもって真実を語るを実践し、国民の側を向いた姿勢に立ち戻って党の一大改革をすれば、国民は再び振り返り、戻ってくるはずであります。 |
| | | 事態が急転してしまいましたので、本日にはそぐわないとは思いますが、8月8日～11日に実施した時事通信の自民党支持層へのアンケート調査では、「総裁は辞任すべき」が24.6%、「辞任しなくてもよい」65.9%という結果が新聞報道 |

にありました。

選挙のときだけ国民のため、国のために働くくださいと言いながら、総裁に責任を押しつけて、選挙のため、自分のためだけで国民の側を向いていない議員と自民党支持者との認識のずれ、こんな現実が見えてしました。嘆かわしい次第がありました。

以上、このような一般質問前段を掲げたわけですけれども、突如、石破総裁が、昨日、自民党総裁を辞任しました。まだやり遂げなければならないことがあるとの思いもある中、身を引くという苦渋の決断をしたと語っていました。

自民党の派閥裏金事件を中心とした政治と金問題に関し、国民の不信をいまだに払拭できておらず、最大の心残りだ、党はけじめをつけなければならぬと強調し、自民党の抜本的改革が必要だと訴えたそうであります。

国民が一番期待した事案でありました。石破らしさが最後まで發揮できなかつたのかなと感じた次第であります。

総裁選が実施されるわけですが、誰が総裁になったとしても、党の抜本的な改革ができなければ国民の信頼は得られません。見守りたいと思っております。

さて、村政におきましては、宮下現村長が3期目の当選を果たされました。2期8年間で掲げた政策、公約が予定どおり進んでいると確認できた一方で、手つかずになっている施策もあり、新たに取り組む必要性が生まれた課題などを整理し、3期目を務め上げたいとの発言がありました。

私は、2期8年の実績を高く評価するとともに、3期目においても大いに期待するものであります。

また、富永副村長の後任としまして丹羽副村長に就任をいただきました。誰もが御承知のとおり、長野県企画振興部振興課楽園信州・移住推進室長、観光部観光誘客課長、総務部秘書課長、南信州振興局長を歴任され、数多くの実践と多くの関係者とのつながりの広さをお持ちであり、すばらしい経験の持ち主であることは誰もが認めるところでございます。

県の職員として学んだことや経験を踏まえて、役場職員とともに力を合わせて政策実現の推進に励みたいとの力強い言葉もいただいております。

村民の皆様はもとより、関係各機関の皆様も大いに期待するものであります。何とぞよろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは質問に入ります。

本定例会は、令和6年度の歳入歳出に基づく収入と支出の結果と予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを審査し、認定に関する議決を行うための定例会であり、極めて重要な定例会であることと認識しております。

ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向になりがちですが、我々議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、行政効果や経済効果を測定し、目標の達成度はどうかなど、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意義があることを再認識せよと議員必携にうたわれております。その文言をお借り

して発言しております。

以上の観点から幾つか質問します。

今回の一般質問通告書、幾つか修正いただきました。

その中で、3問目の「保健」、6問目の「補完」につきましては、変換ミスによる事案で、恥ずかしい限りであります。訂正をお願いしたいと思います。

その他6か所の修正におきましては、令和6年2月27日付で提出された2024年度予算提案と村政運営の基本方針よりそのまま転記しておりますので、原文のままでお願いし、4問目の冒頭の「6」が「7」に修正されておりますが、6のままでお願いします。

1つ目です。

子育て、高齢者福祉に関わる点であります。

中川村地域福祉計画では、子ども・子育て、高齢者及び障害者福祉推進は地域共生の考え方で一体的に進めるとしています。子ども・子育て支援を重点的に行う中川村こども家庭センターの設置、子ども支援係の創設、福祉相談係の設置をするとしていました。

そこで質問であります。

このことによる効果や新規に見込まれる需要など、どのように分析をしていますか、また課題や改善点は見えましたでしょうか、お尋ねをします。

御質問にお答えしたいと思います。

村は令和6年4月に保健福祉課の係の再編を行いました。子育て支援係、福祉相談係を新設いたしました。

設置目的は、こども家庭センターを設置することが努力義務となっていたこと、少子化に対応するため、保育所、児童クラブ、バンビーニ等、事業の在り方の検討が必要になったことから子育て支援係を新設したものでございます。

福祉相談係は、複雑化する相談に対し専門職の強化と体制の構築が必要であることから新設をいたしました。

新設から1年半が経過したところでありますが、今の状況について報告をいたします。

児童虐待、育児放棄、不登校、家庭支援などの相談件数であります、令和5年度までは20から25件ほどでしたが、令和6年度は37件ありました。これは住民の皆さんがあなたもや子育てに関する相談がしやすくなつたのではないかというふうに考えております。

教育委員会や小中学校とも連携がしやすくなりまして、定期的な情報共有も行っています。

子どもや子育て支援をする中で子どもを取り巻く環境、家庭に支援が必要なケースが多くあります。このような場合は、福祉相談係と連携し様々な専門職が支援に当たっております。

このように、支援は縦割りではなく、横のつながりを生かしたチームで現在は

○6 番

対応をしております。実践しながら専門職の強化と体制の構築を進めているところでございます。

しかしながら、今年度、保育士や生活支援コーディネーターが欠員の状態となつております。介護支援専門員、ケアマネジャーも減ってきております。専門職の人材不足が課題となっておるというのが課題かなというふうに考えております。

今後、人口減少、少子高齢化が進む中、地域や家族とのつながりが希薄となり、生活に課題を抱えながら相談する相手がないなど、生きづらさを感じる方が多くなっていくこと等が予想されます。

複雑化、複合化した課題に対応するため、包括的相談支援、これは子どもから大人まで途切れない支援を行うことを意味しておりますが、包括的相談支援は今後ますます重要度を増していくというふうに感じております。

(山崎 啓造) 児童に対する対応、質問、要望、大変多岐にわたって増えているということですが、しかしながら、相談がしやすくなつたということは、これは非常に保護者、生活者はありがたいことかなと思いますので、今後もますます、専門職の強化もということを言っておりましたので、よろしくお願ひできればなと思うわけであります。

2つ目であります。

令和6年度に新たに行う事業として、1歳から3歳未満までの幼児を在宅で育児する家庭の経済的負担の軽減を図るために月額1万円を支給する在宅育児世帯応援給付金事業、また小中学生、高校生のいる世帯に対しては、小中学校給食費において食材費高騰分を全額公費で賄い、給食費の据置き、年間給食費の村負担を2割から3割に、高校生の就学支援では1学年時に10万円、2・3学年時に5万円、通学支援として鉄道、バス等の定期券の購入費及び寄宿等費用に対する上限5万円の補助、村公共交通定期券無料交付など、支援策軽減策が手厚く実施されております。

代表監査の決算意見書でも高く評価されており、子ども・子育て支援に対して私も同様に感じておるところであります。

1歳から3歳未満までの在宅育児世帯応援給付、小中高生に対する負担軽減や就学支援、予算執行による手応えはいかがなもんでしょう。

また、家庭の反応やさらなる要望はあるでしょうか。

今後の方針はいかがでしょう。

○村 長

まず、村は令和5年度に子育て家庭を全力で応援し、子育て家庭に寄り添い、きめ細かく支援をしますということを掲げまして様々な子育て施策の新設、拡充を行つてまいりました。

昨年、子どもに関する総合的な計画を策定する中で保護者へアンケート調査を実施したところであります。

「子育て環境についての満足度」という設問に対して、5段階評価のうち「高い」「やや高い」の合計割合が未就学児童を持つ家庭で46.5%、小学生を持つ家

庭が32.3%で、前回調査——5年前でございますが——より6ポイント、2.4ポイント、それぞれ増加しております。

また、保護者の皆さんとの懇談会の際には、村の子育て支援について、とても充実していて助かっているという声も多く寄せられるようになってきております。

支援を考えるときは、まず保護者の皆さんへのニーズ調査から始めております。そこから子育て家庭に今何が必要か判断し、できることから事業化してまいりました。

子育て支援に関してはある程度事業化できたと感じておりますので、今後は今のこと事業を継続していくために評価、検証し、よりよい事業にしていきたいというふうに思います。

また、新しい支援の拡大につきましては、ニーズを酌み取り、さらに事業化をしていきたいというふうに今考えております。

このような形で様々な施策を進めておりますけれども、少子化に歯止めがかかっているかということに——これは御質問ありましたでしょうか。すみません。聞いていないわけではございませんので、すみません。

すみません、元に戻ります。

様々な施策を進めておりますけれども、少子化に歯止めがかかっているとはなかなか言い切れない状態でございます。正直なところ、否と言はしないというふうなことでございます。

政府は2030年代に入るまでが少子化に歯止めをかけるラストチャンスであるとして取組を進めているわけであります。

この問題は子育て施策を担当する部署だけで解決できる問題ではなく、様々な部署、村だけでなく、県や国の全ての力を総動員して取り組む必要があると思いまし、同じ方向を向かなければ、これは結果が得られないだろうというふうなことも思っております。

いずれにしても、結果がどう出るか分かりませんけれども、村は村で、今いる子どもも、そしてまた親の皆さん、こういった皆さんことを考えて一つ一つ実行していく、こういうことを考えておるところでございます。

(山崎 啓造) 保護者の満足度が高いってことのようです。これは結果が出たと、手応えありということだと思います。

また、ニーズを聞き取りながら進めていくことが重要だということですので、全くそのとおり、同感ですので、お願いをしたいなと思うところであります。

中川村の子育て支援に関しましては、実は令和5年9月の定例会においても一般質問で村長と一問一答をやったことがあります。

村長の答弁の中で、令和5年6月に政府が示したこども未来戦略方針から、まずは構造的賃上げと、併せて経済的支援を充実させて若い世代の所得を増やす、そして社会全体の構造や意識を変える、また全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する、このような政府が示す基本的な考え方を

村としても課題、政策を全庁で考えていく必要があると、こういう答弁をいただいておりますが、まさにその実践ができてきたのかなと答弁を聞きまして思いました。なるほどなど、一生懸命やっていたいしているなという感想を持ったところであります。

そのことで子ども・子育ての支援が手厚く行われまして、軽減措置も行われているということであります。

様々な施策で少子化に歯止めがかかればいいわけですけど、先ほど答えていただきましたんで、自分はちょっと不安を拭い去ることができんのかなというのが正直な気持ちでございます。

どのような考え方か、いま一度お聞きしてもいいですか。

○村 長 国の進めようとしていることについては、一方で——一方でといいますか、最近の状況を見ておりますと、何とか、これは賃金の——賃金といいますか、給与といいますか、こういったものの全体の底上げの中で、例えば、何でいいですか、最低賃金、これについても、急激とは申しませんが、かなり上がってきてくれることも事実です。

ただ、まだまだ、目標とするところは時給1,500円ということのようでありますけれども、まだこれには程遠いという中で、村としては、いわゆる賃上げに伴って、若い両親というか、親の皆さんのが子育て等にやはり十分余裕を持って当たつていける、このためには、村としてできること、例えば保育料ですとか、そういう補助的な施策については、これは村が全額——全額とは申しませんが、できるだけ軽減する方向で行くということを、これはずっと変わらない政策だと思っておりますので、こういうところの先取りをしてきたつもりであります。

最近では、村がやっておる施策について、結構、県のほうでも紹介されまして全県に広がりつつありますので、こういう面では——別にリードするつもりはございませんが——村はできることを現状を見ながらきちんとやっていくし、効果といいますか、これはアンケートの結果にも出ておりりますので、これが将来子育てについていい方向に、つまり子育てが楽になったとか、余裕が出てきたとか、もう少し——余分な話ですけど、もうちょっと本当は、できれば家族を増やそうとか、そんなような話になっていけばいいと思って考えておるところであります、これについては政府の方向に、もう当然だと思いますが、私どももちゃんとそれに沿ってやっていくつもりです。

○6 番 (山崎 啓造) 賃金の上昇だとか働き方改革とかいって、様々な地点で、世の中の事業所、なかなか大変な時代になっちゃたなということは、もうそのとおりでございますが、そんな中でも、事業者もしっかり頑張りながら、何とかそれを達成できるような方向で頑張っているのが現実でございます。

村が一生懸命、様々な点で対応していただいている部分がありますので、これからも、中小零細は大変ですけれども、何とか応えていきたいなと思っているのが多分事業者の思いかなというふうに思います。

次でございます。

令和6年度の村政運営の基本方針の中で、脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画の確立が掲げられております。

村の再生可能エネルギー計画をつくり、長野県の住宅エネルギー自立化補助制度利用促進を図るため上乗せ補助支援を検討、エネルギーの村内生産、村内消費を具体化するため地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立について研究を進めるとしてありました。

8月13日の新聞で、我らが7番議員が座長を務めます村地球温暖化対策推進協議会事業体設立専門委員会、長い名称ですが、そこから事業体の今後の進め方について提言書を提出したとの報道がありました。

そこで質問であります。

計画づくり、支援の検討、研究、現在の進捗状況はいかがなものでしょうか、お願いします。

令和6年度の村政運営の基本方針の中で「脱炭素・再生可能エネルギー推進事業計画（2050年カーボンニュートラルを見据えたアクションプラン）」を確立します。屋根面積の大きい公共施設等の太陽光発電設置可能性の調査を行い、村の再生可能エネルギー計画をつくります。長野県の「住宅エネルギー自立化補助制度」利用促進を図るため、上乗せ補助支援を検討します。地域経済循環分析で示された、エネルギーの「村内生産、村内消費」を具体化するため、地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立について研究をすすめます。」というふうにいたしました。

それで、脱炭素再生可能エネルギー推進事業計画につきましては、令和6年3月に中川村地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定いたしまして、計画に即した推進体制として中川村地球温暖化対策推進協議会を立ち上げ、事業体の設立の検討、普及啓発の各小委員会にて具体的な検討を行ってきたところでございます。

公共施設への太陽光発電の可能性の調査につきましては、令和6年度に調査を行い、数か所の施設について可能性を認め、設置に向けての具体的な検討を行っております。

県の既存住宅エネルギー自立化補助金は、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金というふうに今年度から名称を変更しまして、内容はこれまでと同様に太陽光パネルから電気自動車へ給配電する、もしくは蓄電池に給電するシステムの既存住宅への設置に関して補助金を交付する、こういう補助制度でございます。

村はこの事業に対して上乗せの補助を行っておりまして、引き続き利用啓発を行います。

再生可能エネルギー事業体設立につきましては、今回の設立専門委員会の提言を受けまして具体的な検討を進めております。

再生可能エネルギー事業を行う上では、事業体が直接ではなく、事業体を設立することで事業の実現性の担保や事業予算への融資などを誘導することが可能と

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

○6 番

派遣される社員となるマルチワーカーの人材確保にも努めてまいりまして、本事業の要となります事務局機能の設計及び確保を進めるとともに、事務フロー等の詳細につきましても詰めてまいりたいと考えております。

年度内には組合設立要件についてめどをつけまして、関係者説明会を引き続き開催したいと思っております。

未参加の事業者や農家へのフォローアップを行いながら、事務局機能の要件定義と要綱等の整備も進めてまいり、村内事業者の中には事務局業務について関心を示す方も出てきておりますので、情報共有を図りつつ、県の制度コーディネーターとともに連携しながら人材発掘に努めてまいりたいと思っております。

また、農家、事業所がこの事業取組を理解しているかという点であります、先ほど申し上げたとおり、8月5日にこの制度の説明会を実施しております。この説明会は商工会、農協、介護施設や営農センター等に幅広く周知の上で開催をしておりますが、御出席をいただいた方々には制度理解が進んだものと推察はしておりますが、説明をお願いしました中央会の不都合により開催が平日の昼間ということもあります、未参加の方にとっては、なお不十分な点もあるかと認識しております。

引き続き制度説明については継続して実施していくますが、より多くの事業所や個人の方への周知についても一層推進するとともに、必要に応じて資料等の送付で対応してまいりたいと思っております。

既存の事業者のみならず、新たに事業を始めようとされる方にとっても有効な制度であることから、人材の確保、事業の安定化の下支えになるよう、幅広に制度の周知を図ってまいります。

意見や要望などは寄せられているかといった御質問であります、現地点で村に具体的な意見や要望については寄せられていません。

制度周知について十分行き届いていない可能性もあるため、先ほども申し上げましたとおり、引き続き説明会等を行うとともに、意見、要望が寄せられた際には真摯に対応してまいりたいと思っております。

(山崎 啓造) 8月5日に何か説明会をやってということですが、まだ組合の設立研究段階かなというふうに受け取りました。人材確保に対してもこれからというようなことでございますので、しっかりと周知徹底をする中で——自分も特定地域づくり事業協同組合って何なのかなと思って、実はよく分かっていないのが正直なところでございます。

ですから、様々な人たちとか、何かこの人は対象になるなとか、こういう事業所がいいんじゃないとか、そういうところへもしっかり説明をいただく中で、やはり意見をいただいたり、じゃこういうものにしてほしいなとか、多分いろいろ出てくると思いますので、そんなことも参考にしながら、またこれからも進めていっていただけると大変ありがたいと思います。

次でございます。

先般、町村議会議員研修会で元NHK解説主幹の室山哲也氏の講演を聞く機会がありました。演題は「生成AIの衝撃！人工知能時代をどう生きるか？」という演題がありました。

人口減少が物すごい勢いで進行する現在、労働力不足は深刻な状況下にあります。情報の検索、文章の要約、作業の管理、スケジュールの作成など、様々な作業を進める上で生成AIは必要不可欠だというふうに思うわけであります。人工知能の時代、AI活用で効率的に進めることには大きなメリットがあるということであります。

半面、情報の漏えい、フェイク情報の氾濫、電力問題、エネルギー消費量の増大など、リスクも指摘をされておりました。

村では1月30日付でAIチャットボットが導入されています。自分は横文字に弱くて馴染みなんですか、何か便利になったようです。

総務省では、生成AIを自治体で活用していただきたいという観点から、年内に指針策定をするということも新聞で報道されておりました。

そこで質問であります。

生成AI、現地点での活用状況はどんなもんですか、また生成AI活用の将来展望はどのように考えておられるのか、お聞きをします。

それでは生成AIの関係の御質問への答弁をさせていただきます。

生成AIの現地点での活用状況についてのお答えとしましては、村では長野県の市町村自治振興組合の共同調達事業によりまして令和5年度からAI音声文字起こしレコーダーを導入しており、議事録の要約等に活用しております。

また、今年度からはポリミル社との包括連携協定の下、生成AIの特性等を学びながら、安全に活用するための研修等を正規職員全員を対象として行っております。

ちなみに、6月12・13、両日で開催しまして、保育職場については昼間の研修等への参加は難しいことから、日程を調整しながら別日で開催しております。

進める中で、現在の活用用途としては、住民向け通知文や説明資料などの原案作成や法令制度等の情報収集、政策立案等に関するアイデア創出、Officeソフトなどの操作支援などが挙げられます。

次に生成AI活用の将来展望はということであります、生成AIの活用については、国が示す行政の進化と革新のための生成AIの調達利活用に係るガイドライン等も踏まえまして、当村も積極的に活用を進めていく予定であります。

生成AIの活用は主に2つの側面で効果を発揮すると考えております。

1つは業務の効率化であります。

これまでと同様に、議事録の要約や伝わりやすい説明資料の作成など、時間がかかる作業をAIに任せることで、職員はより地域課題解決のための施策立案や住民と向き合う時間を増やすことができます。これにより、少子高齢化による将来的な職員不足に対応し、行政サービスの質を維持、向上できるものと考えてお

ります。

もう一つは施策立案の高度化であります。

当村に蓄積された膨大なデータを活用しまして、AIで分析することで過去の事例や関連法規を参照した一貫性のある施策提案やより深い課題分析が可能となります。これは、経験や勘に頼るのではなく、客観的な根拠に基づいた最適な意思決定を支援するものであり、より根拠のある精度の高い行政運営につながります。

しかし、最も重要なのはAIと人間の役割分担であります。

生成AIはあくまでも補助的なツールでありますし、住民の皆様の声を直接聞き、複雑な状況を考慮した上で、最終的な判断と責任を担うのは私たち人間でありますし、職員であることには変わりはありません。AIが作成した文章や分析結果は必ず職員が事実確認を行い、最終的な責任と判断は職員が担うことが大原則となっております。

また、情報セキュリティの確保は最も重要な課題でありますし、中川村でも生成AI活用ガイドラインを策定し、取り扱う情報の制限など、活用に当たっての情報の取扱いには十分注意しておりますが、AIの活用分野が拡大することにより、個人情報や機密情報の漏えい防止対策の強化が求められている可能性もあることから、国の動向を踏まえてしかるべき対応を図ってまいりたいと思います。

今後もリスクを管理しながら、生成AIを安全かつ効果的に活用し、よりよい住民サービスを提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○6 番 (山崎 啓造) 作業効率であるとか、様々な対応の不足部分を補えるとかというようなことで、便利なわけすけれども、昭和レトロな人間にはよく分かりませんけれども、便利であるがゆえに気をつけなきやいけないこともある、またデメリットもあるということで把握をしていただいているようですので、これからもしっかりと活用いただきながら村発展のために頑張っていただければ大変ありがたいなというふうに思う次第であります。

以上で終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時04分 散会]